

資料編 目次

資料 1	地震被害想定概要	1
資料 2	防災組織・体制関係	7
(1)	忠岡町災害対策本部の組織及び事務分掌〔予防-1〕	7
(2)	災害時の組織と配備〔予防-1〕〔応急-1, 8〕	12
(3)	忠岡町自主防災組織一覧表〔予防-51〕〔応急-52〕	17
(4)	防災関係機関等連絡先一覧表〔予防-8〕〔応急-45〕	18
資料 3	情報収集伝達・災害広報	19
(1)	大阪府防災情報システムによる報告〔予防-9〕	19
(2)	災害報告取扱要領（記入要領）〔予防-10〕〔応急-44〕	20
(3)	忠岡町防災行政無線整備状況〔予防-8〕〔応急-61〕	24
(4)	忠岡町防災行政無線基地局一覧表〔予防-8〕	25
(5)	防災行政無線個別受信機設置場所一覧表〔予防-8〕	26
資料 4	備蓄関係	27
(1)	忠岡町災害用備蓄物資等の考え方〔予防-31〕	27
(2)	忠岡町災害用備蓄物資等の状況〔予防-31〕	29
(3)	大阪府選定の防災拠点〔予防-5〕〔応急-15〕	30
(4)	広域緊急交通路図〔予防-18〕〔応急-68〕	31
資料 5	医療・衛生等関係	32
(1)	町内医療機関一覧表〔予防-16, 18〕〔応急-56〕	32
(2)	町内衛生等関係機関一覧表〔予防-61〕〔応急-101, 102〕	33
(3)	町内火葬場一覧表〔応急-103〕	34
資料 6	消防・水防関係	35
(1)	消防力の整備指針と現有消防力の比較〔予防-12〕	35
(2)	現有消防水利〔予防-12〕	36
(3)	公設消火栓口径別及び比率〔予防-12〕	36
(4)	公設防火水槽・耐震性貯水槽設置場所一覧表〔予防-12〕	37
(5)	忠岡町消防団の組織〔応急-52〕	38
資料 7	下水道関係〔予防-34, 59〕〔応急-37, 77〕	39

資料 8	避難関係.....	40
(1)	避難場所一覧〔予防-20〕〔応急-63〕	40
(2)	要配慮者利用施設一覧〔予防-20〕	46
(3)	避難路一覧〔予防-20〕	47
(4)	避難経路図〔予防-20〕	48
資料 9	条例関係.....	49
(1)	防災会議条例〔総則-1, 14〕	49
(2)	忠岡町災害対策本部条例〔予防-1〕〔応急-1〕	51
(3)	忠岡町防災行政無線局管理運用規程〔予防-8〕〔応急-28〕	52
(4)	忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例〔復旧・復興-3〕	55
(5)	忠岡町災害見舞金等支給条例〔復旧・復興-3〕	60
(6)	大阪府災害救助用食料緊急引渡要領〔予防-31〕〔応急-91〕	62
(7)	忠岡町災害派遣手当に関する条例〔応急-14〕	66
資料 10	災害時相互応援協定〔予防-5, 8, 15, 16, 19, 20, 35, 61〕 〔応急-13, 14, 15, 16, 36, 66, 71, 101, 102〕〔事故等-2〕	67
資料 11	災害救助法の適用基準〔応急-83〕	74
資料 12	被害認定統一基準（災害弔慰金関係）〔復旧・復興-3〕	76
様 式.....		77
被害情報報告用様式〔応急-44〕		77
緊急通行車両関係様式〔予防-20〕		84
自衛隊の派遣・撤収要請の知事への依頼書様式〔応急-10〕		88
防災行政無線通信依頼書様式〔予防-8〕〔応急-28, 40, 44, 61〕〔事故等-12〕 ..		89
罹災証明書様式〔復旧・復興-4〕		90
罹災届出証明願様式〔復旧・復興-4〕		91

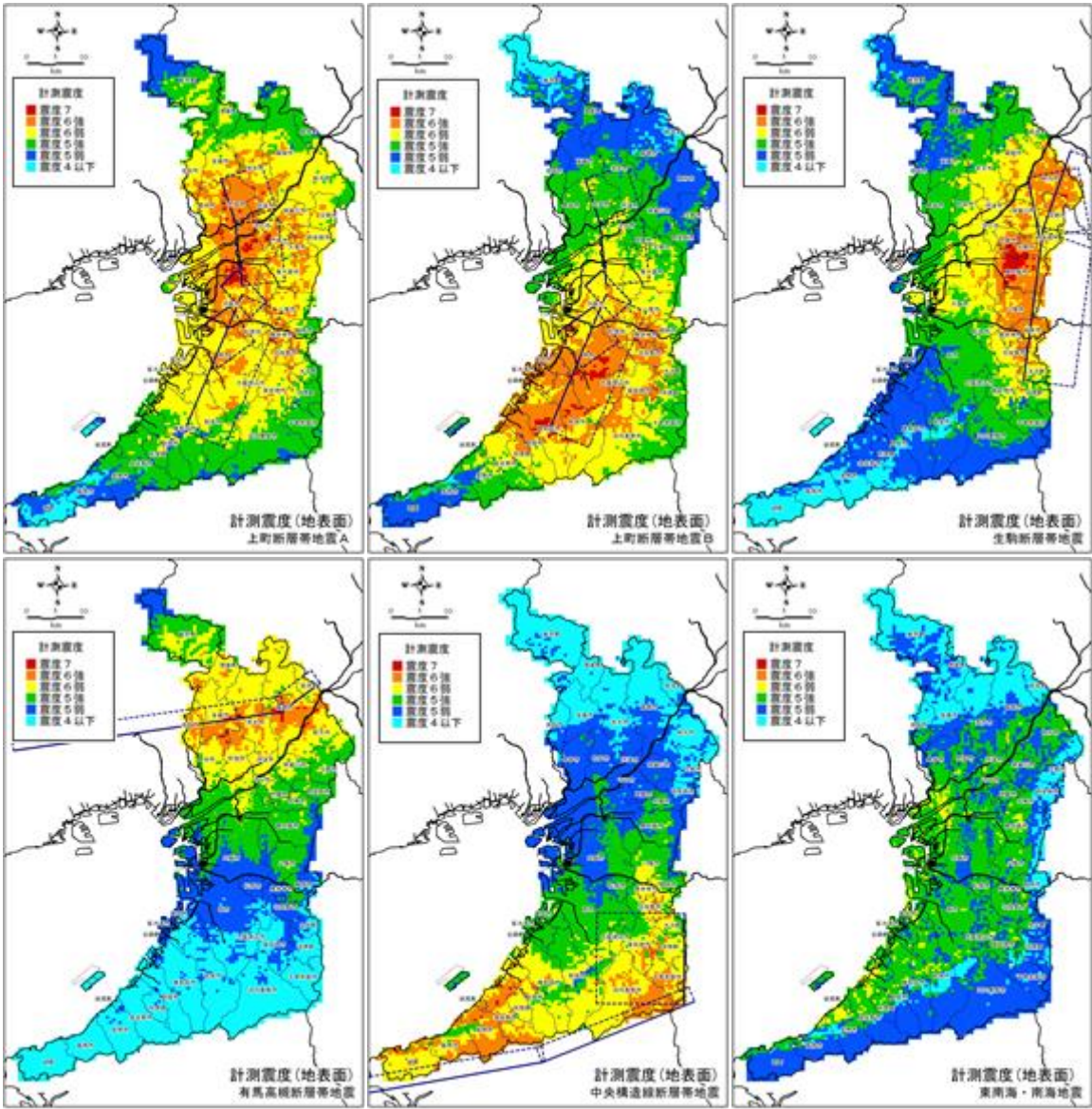
資料編

資料 1 地震被害想定の概要

南海トラフを含めた地震被害想定(災害予防対策第 3 章第 2 節第 2 より)

大規模地震の被害想定(平成 18 年度公表)

1 大阪府内の地震動予測



総
則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付
編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付
編
2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

2 大阪府内の被害想定

Table with 4 columns: 想定地震, 上町断層帯(a), 上町断層帯(b), 生駒断層帯. Rows include: 地震の規模, 建物全半壊棟数, 出火件数, 死傷者数, 罹災者数, 避難所生活者数, ライフライン (停電, ガス供給停止, 電話不通, 水道断水), 経済被害 (直接被害, 間接被害, 合計).

Table with 4 columns: 想定地震, 有馬高槻断層帯, 中央構造線断層帯, 東南海・南海地震. Rows include: 地震の規模, 建物全半壊棟数, 出火件数, 死傷者数, 罹災者数, 避難所生活者数, ライフライン (停電, ガス供給停止, 電話不通, 水道断水), 経済被害 (直接被害, 間接被害, 合計).

※経済被害／直接被害：建物資産・家財喪失、解体撤去費、道路・鉄道施設被害、ライフライン施設被害など
※経済被害／間接被害：応急仮設住宅設置費、交通被害によるユーザーコスト、ライフライン途絶、資本・労働喪失による産業の生産低下

3 本町内の被害想定

本町における地震被害の想定結果(前提条件⇒冬の夕刻、平日午後6時頃、晴れ、平均風速2.4m/s)

大阪府地域防災計画関連資料集による想定(忠岡町の数値)

想定地震		上町断層系	生駒断層系	有馬高槻構造線	中央構造線	南海トラフ
地震の規模 想定項目		マグニチュード(M) 7.5～7.8	マグニチュード(M) 7.3～7.7	マグニチュード(M) 7.3～7.7	マグニチュード(M) 7.7～8.1	マグニチュード(M) 7.9～8.6
		計測震度 6弱～6強	計測震度 5弱	計測震度 4～5弱	計測震度 5強	計測震度 5強～6強
建物全半壊棟数		全壊 995棟 半壊1,190棟	全壊 0棟 半壊 1棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 49棟 半壊 118棟	全壊 55棟 半壊 130棟
出火件数		1件	0件	0件	0件	0件
ライフライン	停電	1,262戸	0戸	0戸	84戸	84戸
	ガス供給停止	6戸	0戸	0戸	0戸	0戸
	断水	87.9%	22.8%	0%	18.4%	8.9%
	固定電話不通	2,876回線	21回線	0回線	213回線	2回線
死傷者数		死者 8名 負傷者329名	死者 0名 負傷者 0名	死者 0名 負傷者 0名	死者 0名 負傷者 30名	死者 0名 負傷者 33名
罹災者数		6,534人	3人	0人	499人	422人
避難所生活者数		1,895人	1人	0人	145人	123人

資料：大阪府地域防災計画関連資料

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
宣言に
伴う
対応
東海地震の警戒

付編2
防災対策推進計画
南海トラフ地震

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

大規模地震の被害想定(平成 25 年度公表)

1 大阪府内の地震動予測

総則

災害予防対策

災害応急対策

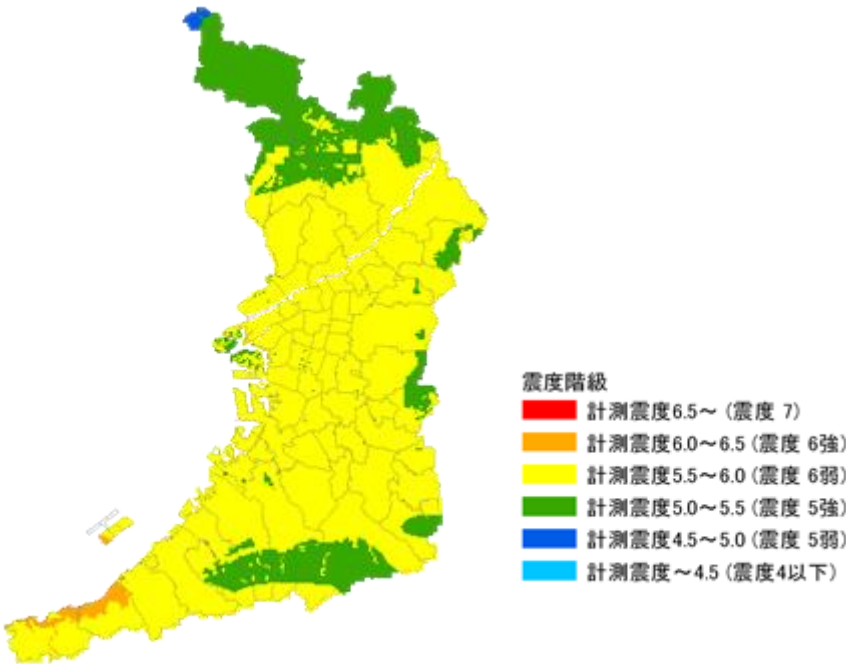
付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

資料編



2 大阪府内の被害想定

想定地震		南海トラフ巨大地震
地震の規模		マグニチュード (M) 9.0～9.1
		計測震度 5 弱～6 強
建物全半壊棟数		全壊 179千棟 半壊 459千棟
出火件数 (炎上出火冬18時)		61
死傷者数(冬18時)		死者 134千人(津波の早期避難率が低い場合) 9千人(津波の避難が迅速な場合) 負傷者 89千人(津波の早期避難率が低い場合) 26千人(津波の避難が迅速な場合)
避難者数		192万人(内、避難所生活者数 118万人)
ライフライン	停電	234万軒
	ガス供給停止	115万戸
	電話不通	142万加入者
	水道断水	832万人
経済被害	資産等の被害額	23.2兆円
	生産・サービス低下	5.6兆円
	合計	28.8兆円

南海トラフ巨大地震対策等検討部会(大阪府防災会議内)による想定(1)
(前提条件：地震動基本ケース(冬：深夜、平均風速)、陸側ケース(冬：夕方、風速8m/s))

想定地震		南海トラフ巨大地震				
地震の規模 想定項目		マグニチュード(M) 9.0～9.1				
		計測震度 5.5～6.0				
時間経過		被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 カ月後
ライフライン不通割合	上水道	100%	39.6%	37.3%	34.8%	10.6%
	下水道	3.9%	3.9%	2.7%	1.6%	0 %
	電力	49.0%	60.5%	26.8%	0 %	0 %
	都市ガス	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
	固定電話	100%	75.0%	25.0%	0 %	0 %
	携帯電話	100%	63.8%	30.4%	3.7%	3.7%
避難者数 (罹災者)		5,102 人		2,171 人		2,321 人
うち避難所 生活者		3,397 人		1,478 人		696 人
帰宅困難者		1,263 人	—			
EV内 閉じ込め		17 台	—			
道路被害 箇所		7 箇所	—			
物資	飲料水	116,860ℓ		78,909ℓ		—
	食料	55,099 食		31,263 食		—
	毛布	832 枚				—
医療	転院患者	0 人				
	医療対応 不足数	400 人				
廃棄物	災害 廃棄物	1.2 万 t				
	津波 堆積物	3.4～5.4 万 t				

資料：南海トラフ巨大地震対策等検討部会(大阪府防災会議内)資料

注 1 「—」はデータなし

注 2 都市ガスのライフライン不通割合(0%)は、津波による都市ガス被害戸数 442 戸を除く。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
宣言に
東海地
震の警
戒に伴
う対応

付編 2
南海ト
ラフ地
震
防災対
策推進
計画

事故等
災害
応急対
策

災害復
旧・
復興対
策

資料編

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(大阪府防災会議内)による想定(2)
(前提条件:地震動基本ケース(冬:深夜、平均風速)、陸側ケース(冬:夕方、風速8m/s))

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

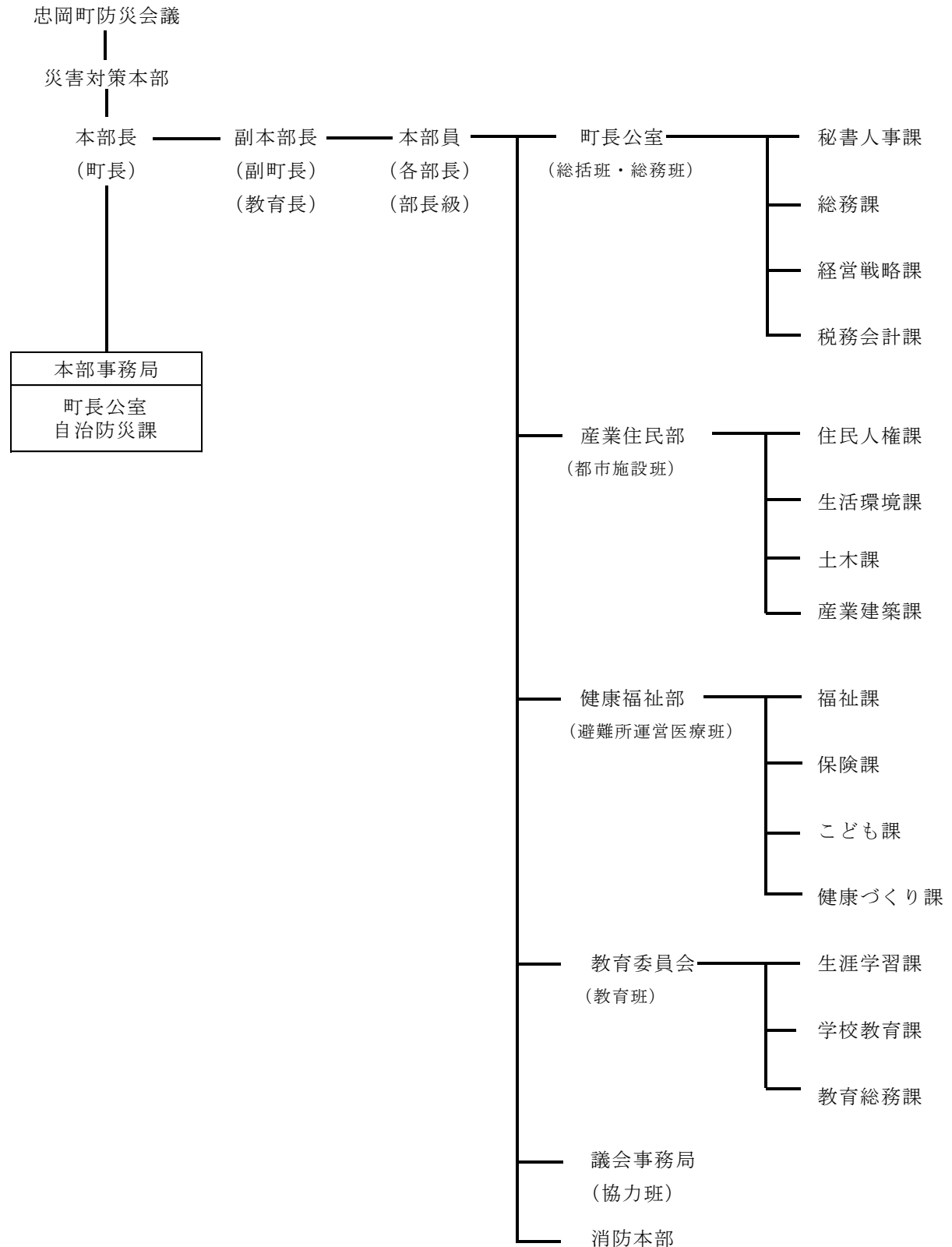
資料編

想定地震		南海トラフ	備考
想定項目	地震の規模	マグニチュード(M) 9.0～9.1	
		計測震度 5.5～6.0	
建物	揺れ原因	全壊 9棟 半壊 235棟	
	液状化被害	全壊 1棟 半壊 115棟	
	津波被害	全壊 60棟 半壊 1,121棟	
	急傾斜地崩壊	全壊 0棟 半壊 0棟	
	火災被害	全壊 0棟	
転倒	ブロック塀	169件	
	自動販売機	98件	
屋外落下物		6棟	
人的被害	建物倒壊による	死者 0人 負傷者 34人	
	津波による	死者 559人 負傷者 344人	早期避難率が低い場合、冬 18 時
	堤防沈下による	死者 0人 負傷者 0人	
	急傾斜地崩壊による	死者 0人 負傷者 0人	
	火災による	死者 0人 負傷者 0人	
	ブロック塀転倒による	死者 0人 負傷者 0人	
	自動販売機転倒による	死者 0人 負傷者 0人	
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による	死者 0人 負傷者 17人	冬 18 時
	津波による要救助者	290人	冬 18 時

資料：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(大阪府防災会議内)資料

資料2 防災組織・体制関係

(1) 忠岡町災害対策本部の組織及び事務分掌 (災害応急対策第1章第1節第1より)



総
則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付編2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

忠岡町災害対策本部事務分掌

(注)下記の事務分掌は原則的なもので、災害の規模、形態等状況の変化により、各対策部相互に応援を行い、円滑な災害対策活動を図るものとする。

総
則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付編 2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

部 名 (責任者)	課名	事 務 分 掌
町長公室 (町長公室長)	自治防災課 (災害対策本部 事務局)	1. 災害時の協力団体(自主防災組織等)との連絡調整に関すること。 2. 災害対策本部会議に関すること。 3. 各部との連絡調整に関すること。 4. 気象並びに災害情報の収集及び報告に関すること。 5. 防災関係機関との連絡、調整及び各種報告に関すること。 6. 各種災害協定の調整に関すること。 7. 災害救助法に関すること。 8. 自衛隊の派遣(撤収)要請に関すること。 9. 災害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 10. 災害対策本部の庶務に関すること。
	秘書人事課	1. 一般見舞者の受付に関すること。 2. 本部長等の被災地視察及び慰問に関すること。 3. 職員の動員及び調整、現状把握に関すること。
	総務課	1. 物品購入等契約に関すること。 2. 物資の調達、管理及び配備に関すること。 3. 救援物資の調達計画 4. 車両の集中管理に関すること。 5. 町有財産の被害状況調査の総括に関すること。 6. 外国人の被災対策に関すること。 7. 飲料水の確保及び供給に関すること。 8. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関すること。
	経営戦略課	1. 災害に関する予算措置に関すること。 2. 町の災害復旧資金計画及び資金の調達に関すること。 3. 広報公聴活動に関すること。 4. 断水時における広報活動に関すること。 5. 災害状況の記録写真に関すること。 6. 食料の確保及び配分に関すること。 7. 主食販売業者との連絡調整に関すること。 8. 被災者等の炊き出しに関すること。 9. 炊き出し設備の確保に関すること。 10. 報道関係との連絡調整に関すること。

	税務会計課	1. 人的被害及び家屋被害状況調査に関すること。 2. 被災者に対する町税の減免等の決定及び救助のため被害程度の決定に関する調査に関すること。 3. 罹災証明書の発行に関すること。 4. 災害関係費の収入及び支出の審査並びに決算に関すること。
産業住民部 (産業住民部長)	土木課	1. 建設関係資機材の調達に関すること。 2. 公共土木施設被害状況調査及び応急対策に関すること。 3. 道路等の障害物の除去に関すること。 4. 通行制限に関すること。 5. 公共下水道施設の被害状況の把握及び災害復旧等に関すること。 6. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関すること。
	産業建築課	1. 町内被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施に関すること。 2. 応急危険度判定活動に関すること。 3. 被災者の応急仮設住宅建設に関すること。 4. 応急仮設住宅の用地確保に関すること。 5. 町営住宅の災害復旧に関すること。 6. いずみの農業協同組合、忠岡漁業協同組合、忠岡町商工会、農業委員会及び水利組合等との連絡調整に関すること。 7. 農地、農業用施設及び農作物の被害状況調査に関すること。 8. 水産業被害状況調査に関すること。 9. 商工業関係の被害状況調査に関すること。 10. 商工業者の復旧資金の融資に関すること。 11. ため池の警戒に関すること。 12. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関すること。
	住民人権課	1. 身元不明の遺体の処置及びに遺体安置所の設置に関すること。 2. 遺体の収容に関すること。 3. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関すること。
	生活環境課	1. 防疫用薬品及び衛生資機材等の確保に関すること。 2. 感染症の防疫に関すること。 3. じん芥及びし尿の応急処理に関すること。 4. 公害対策に関すること。 5. 死亡獣畜(ペット等)の収集及び処理に関すること。 6. 放浪動物の保護収容等の対策に関すること。 7. 災害廃棄物の適切な処理に関すること。 8. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関すること。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

健康福祉部 (健康福祉部長)	福祉課 保険課 こども課 健康づくり課	1. 忠岡町社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 2. 保健所及び日赤奉仕団等への連絡調整に関する事。 3. 災害応急物資、救援物資等の調達配給に関する事。 4. 疾病、負傷者など調査及び収容に関する事。 5. 義援金品、見舞金品等の受付に関する事。 6. 生活保護世帯の被災者状況調査に関する事。 7. 災害見舞金等の支給に関する事。 8. 生活物資の調達及び配給計画に関する事。 9. 被災者の生活相談に関する事。 10. 感染予防に関する事。 11. 被災者の健康調査及び相談に関する事。 12. 要配慮世帯の被災状況調査に関する事。 13. ボランティアに関する事。 14. 避難所の設営、運営に関する事。 15. こども園等の閉鎖等の措置、園児の避難等安全確保及び応急保育に関する事。 16. 介護保険料の納期限の延長、減免等に関する事。 17. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料期限の納期限の延長、減免等に関する事。 18. 医療関係機関（岸和田市民病院、町内医療機関、保健所、医師会、薬剤師会等）との連絡調整に関する事。 19. 業務救護班編成・救護所に関する事。 20. 予防接種に関する事。 21. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関する事。
教育委員会 (教育部長)	学校教育課 教育総務課 生涯学習課	1. 児童・生徒の避難等安全確保に関する事。 2. 小中学校との連絡調整に関する事。 3. 小中学校の児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関する事。 4. 応急教育に関する事。 5. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関する事。
消防本部 (消防長)		1. 消防団との連絡調整に関する事。 2. 消火活動に関する事。 3. 消防機関への応援要請に関する事。 4. 被災者の救出、行方不明者の捜索に関する事。 5. 救急業務に関する事。 6. 情報収集に関する事。 7. 被害調査に関する事。

		8. 必要資機材の調達及び点検整備に関すること。 9. 医療機関との連絡調整に関すること。
--	--	--

議会事務局 (事務局長)	事務局	1. 町議会議員への連絡に関すること。 2. 他課への応援に関すること。
-----------------	-----	---

(2) 災害時の組織と配備

【職員初動マニュアル】

1. 配備区分

【地震災害時】

配備区分		配備時期	職員の動き	動員人員
警戒配備		①津波予報により小規模な津波が発生する恐れがあるとき。 ②その他必要により町長が当該配備を指令するとき。	自動参集	20 名程度
災害警戒本部体制	A 号配備	①本町域又は隣接市※で震度 4 の揺れを観測したとき。 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられたことを認知したとき。 ③その他必要により町長が当該配備を指令するとき。	自動参集	40 名程度
災害対策本部体制	B 号配備	①地震・津波等により中規模の被害が発生、又は発生する恐れがあるとき。 ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 ③その他必要により、町長が当該配備を指令するとき。	連絡のとれる体制を整えて待機	70 名程度
	C 号配備	①本町域又は隣接市で震度 5 弱以上の揺れを観測したとき。 ②その他必要により町長が当該配備を指令するとき。	自動参集	全職員 (再任用職員含む)

・警戒配備区分については部長級職員、町長公室各課長、産業まちづくり部各課長、防災担当課職員、その他当番課長級職員。

・A・B 号の配備区分については出動職員が定められている。

・C 号の配備区分については、全職員

※隣接市とは、岸和田市、泉大津市、和泉市の 3 市である。

※各配備体制表は、毎年、年度当初に防災担当課より配布する。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

事故等災害応急対策

災害復興・復興対策

資料編

【風水害時】

配備区分		配備時期	職員の動き	動員人員
警戒配備		①災害発生の恐れがある気象予警報等が発令されたとき。 ②その他必要により、町長が当該配備を指令するとき。	自動参集	20 名程度
災害警戒本部体制	A 号配備	①気象予警報等により、中規模災害発生の恐れがあるとの通信情報があり、時間、規模等推測困難なとき。 ②本町域内で小規模の災害が発生したとき。 ③その他必要により、町長が当該配備を指令するとき。	連絡のとれる体制を整えて待機	40 名程度
	B 号配備	①本町域内で中規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 ②その他必要により、町長が当該配備を指令するとき。	連絡のとれる体制を整えて待機	70 名程度
災害対策本部体制		①本町域内で大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき。 ②その他必要により、町長が当該配備を指令するとき。	連絡のとれる体制を整えて待機	全職員 (再任用職員含む)

- ・警戒配備区分については部長級職員、町長公室各課長、産業まちづくり部各課長、防災担当課職員、その他当番課長級職員。
- ・A・B 号の配備区分については出動職員が定められている。
- ・C 号の配備区分については、全職員

※各配備体制表は、毎年、年度当初に防災担当課より配布する。

2. 警戒配備

災害発生の恐れが差し迫っている状況ではないが、気象予警報または津波予警報が発令された際に、災害に備えて、総括班が情報の収集及び伝達、通信情報活動を行う。

3. 災害警戒本部体制

通信情報活動を重点的に行う体制である。災害の状況によっては、災害対策本部体制に移行することもある。

町長が災害警戒本部長、副町長、教育長が副本部長となり、指揮する。

勤務時間外において、災害警戒本部員等が参集するまで、総括班の職員により災害情報収集等を行う。

設置の基準

地震災害時 (A号配備)	①本町域又は隣接市(岸和田市、泉大津市、和泉市)で震度4の揺れを観測したとき。 ②その他必要により、本部長(町長)が当該配備を指令するとき。
風水害時 (A号配備)	①災害発生のある恐れがある気象予警報が発表され、かつ時間・規模などが予測困難であるなど、通信情報活動の必要があるとき。 ②本町域内で小規模な災害が発生したとき。 ③その他必要により、本部長(町長)が当該配備を指令するとき。

災害警戒本部体制

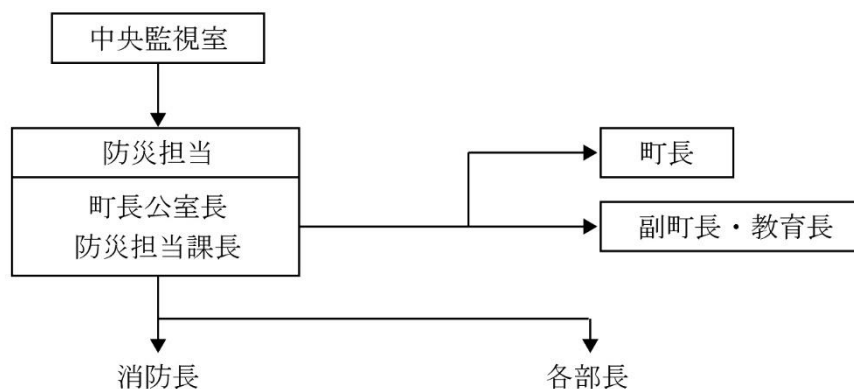
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
構成員	各部長、部長級の職員

配備・参集の方法

勤務時間内	庁内放送等による配備指令に従う。
勤務時間外	原則自動参集とするが、状況に応じて、あらかじめ定められた勤務時間外の伝達系統により指示を受ける。

【勤務時間外の伝達系統及び方法】

勤務時間外においては、配備の伝達は、町長公室長、防災担当課長を中心に行う。



総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

4. 災害対策本部体制

中規模又は大規模な災害が発生し、又は発生する恐れが確実なとき、その他町長が必要と認めたときにおいて、避難、救援、応急復旧等が円滑、迅速に行えるよう町の全力をあげて、防災対策に取り組むため設置する。

ただし、気象庁から「特別警報」が発表された場合には、C号配備とし、全職員が自動参集するものとする。

設置の基準

【地震災害時】

Table with 2 columns: 配備 (Equipment) and 基準 (Criteria). Rows include B号配備 and C号配備 with their respective activation conditions.

※隣接市とは、岸和田市、泉大津市、和泉市の3市である

【風水害時】

Table with 2 columns: 配備 (Equipment) and 基準 (Criteria). Rows include B号配備 and C号配備 with their respective activation conditions.

災害対策本部体制

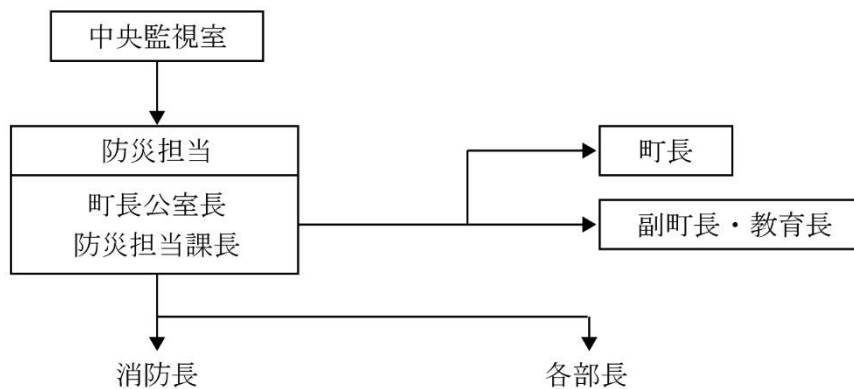
Table with 2 columns: 役職 (Position) and 担当者 (Person in Charge). Rows include 本部長 (Mayor), 副本部長 (Deputy Mayor/Education Director), and 構成員 (Members).

※災害対策本部は役場5階特別会議室に設置する。

配備、参集の方法

Table with 2 columns: 勤務時間内 (During Work Hours) and 勤務時間外 (Outside Work Hours). Rows describe the procedures for equipment and assembly.

【勤務時間外の伝達系統及び方法】



(3) 忠岡町自主防災組織一覧表

地区名	組織名	防災倉庫所在地
東区	東区自主防災部	子供の広場 (ゲートボール場)内
西区	西区自主防災会	西区集会所横
南区	南区自主防災会	南区集会所横
北区	北区自主防災会	子供の広場 (北区グラウンド)内
中央	中央自主防災会	町民運動場内
青空	青空自主防災会	東3丁目16-15
馬瀬	馬瀬自主防災会	東忠岡幼稚園内
若竹	若竹自主防災会	馬瀬3丁目11番地内
北出	北出自主防災会	北出1丁目4番地 (田治米線沿い)内
高月南	高月南自主防災会	三角公園駐車場 トイレ横
高月北	高月北自主防災会	高月北集会所横

総
則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付編
宣言
に
伴
う
対
応
東
海
地
震
の
警
戒

付編2
防
災
対
策
推
進
計
画
南
海
ト
ラ
フ
地
震

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

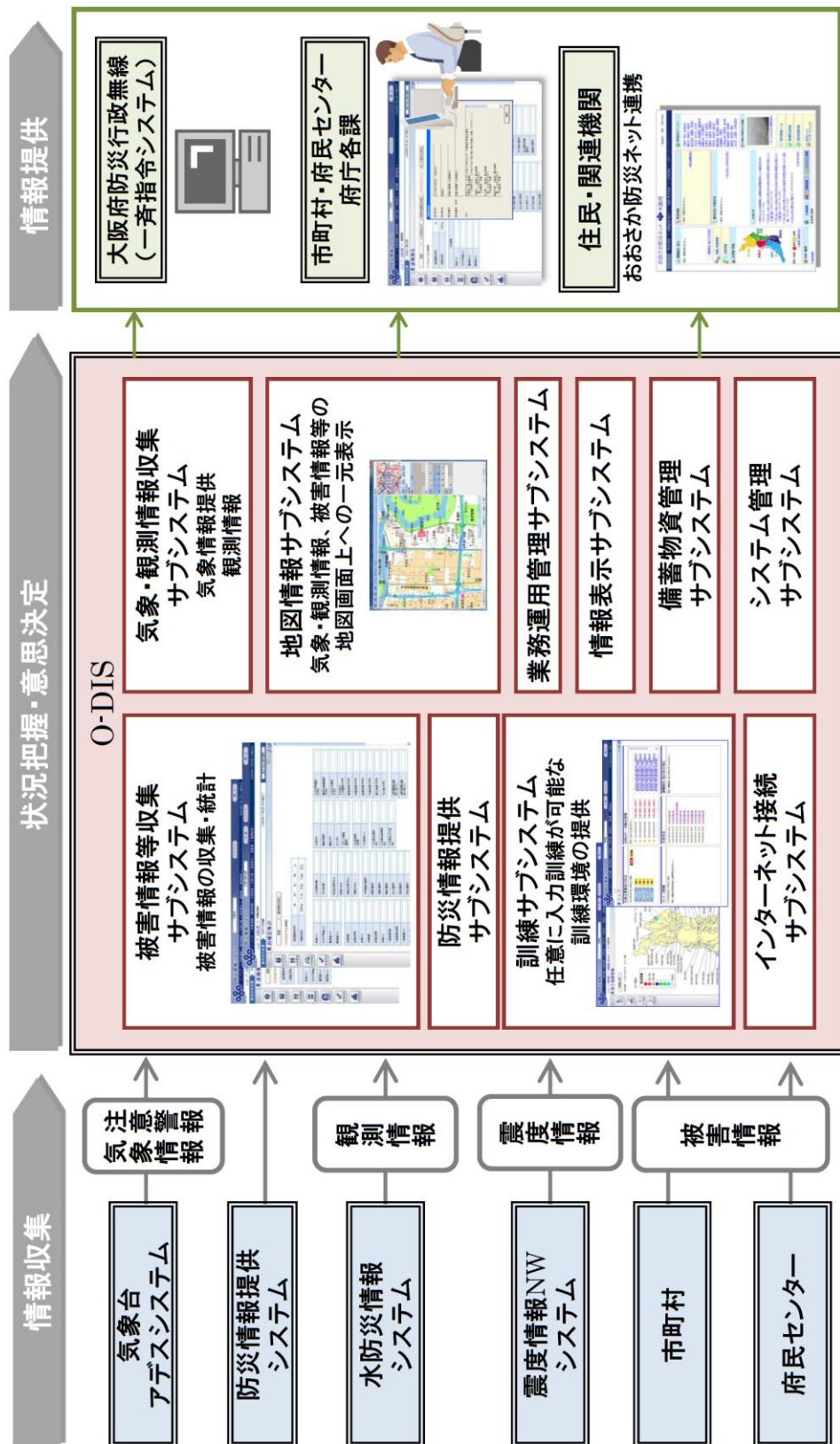
(4) 防災関係機関等連絡先一覧表

防災関係機関等連絡先一覧表

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府 防災行政 無線
			代 表	直 通	
★指定地方行政機関等					
大阪管区气象台	予報課	大阪市中央区大手前 4-1-76		06-6949-6303	816-8930
近畿地方整備局	企画部	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-1141		820-8920
近畿農政局大阪府拠点		大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6943-9691		804-8900
岸和田海上保安署		岸和田市新港町 1	072-422-3592		814-8900
泉大津労働基準監督署		泉大津市旭町 22-45	0725-27-1211		
★自衛隊					
陸上自衛隊第三師団	第 3 部防衛班	兵庫県伊丹市広畑 1-1	072-781-0021		823-8900
陸上自衛隊第 37 普通科連隊	第三科	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090		825-8900
★大阪府警察					
大阪府警察本部	警備課	大阪市中央区大手前 3-1-11	06-6943-1234		830-8986
泉大津警察署	警備課	泉大津市田中町 2-12	0725-23-1234		
★大阪府					
大阪府	危機管理室 防災企画課	大阪市中央区大手前 2	06-6941-0351	06-6944-6487	200-8920
大阪港湾局		大阪市住之江区南港北 2-1-10	06-6615-7704		322-8920
同・阪南建設管理課		岸和田市港緑町 4-10	072-439-5261		384-8900
鳳土木事務所	地域支援・ 企画課	堺市西区鳳東町 4-390-1	072-273-0123		337-8900
大阪府和泉保健所	企画調整課	和泉市府中町 6-12-3	0725-41-1342		622-8900
★指定公共機関及び指定地方公共機関等					
JR 和泉府中駅		和泉府中町 1-1-18	0725-41-0259		
西日本電信電話(株)大阪支店		大阪市都島区東野田町 4-15-82			835
日本通運(株)泉州支店	管理課	岸和田市並松町 29-3	072-439-2223		845
関西電力送配電(株)大阪支社 大阪南総務部		大阪市住之江区浜口西 3-9-5	0800-777-3081		846-1
南海電鉄(株)泉大津駅		泉大津市旭町 19-1	0725-32-0209		
大阪ガス(株)ネットワークカンパニー南部導管部		堺市堺区住吉橋町 2-2-19	072-222-0589		844-1
日本赤十字大阪府支部		大阪市中央区大手前 2-1-7	06-6943-0705	06-6943-0743	837-8980
大阪広域水道企業団	忠岡水道センター	忠岡町忠岡東 1-34-1	0725-22-1122		536-340
★その他関係機関					
一般社団法人泉大津市医師会		泉大津市宮町 2-25	0725-32-2536		

資料3 情報収集伝達・災害広報

(1) 大阪府防災情報システムによる報告



総則

災害予防対策

災害応急対策

付編 東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

(2) 災害報告取扱要領(記入要領)

総
則

災害
予防対策

災害
応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害
復旧・
復興対策

資料
編

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く)とする。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応付編2
南海トラフ地震
防災対策推進計画事故等災害
応急対策災害復旧・
復興対策

資料編

- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。
- (6)「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

(3) 忠岡町防災行政無線整備状況

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
宣言に伴う対応
東海地震の警戒

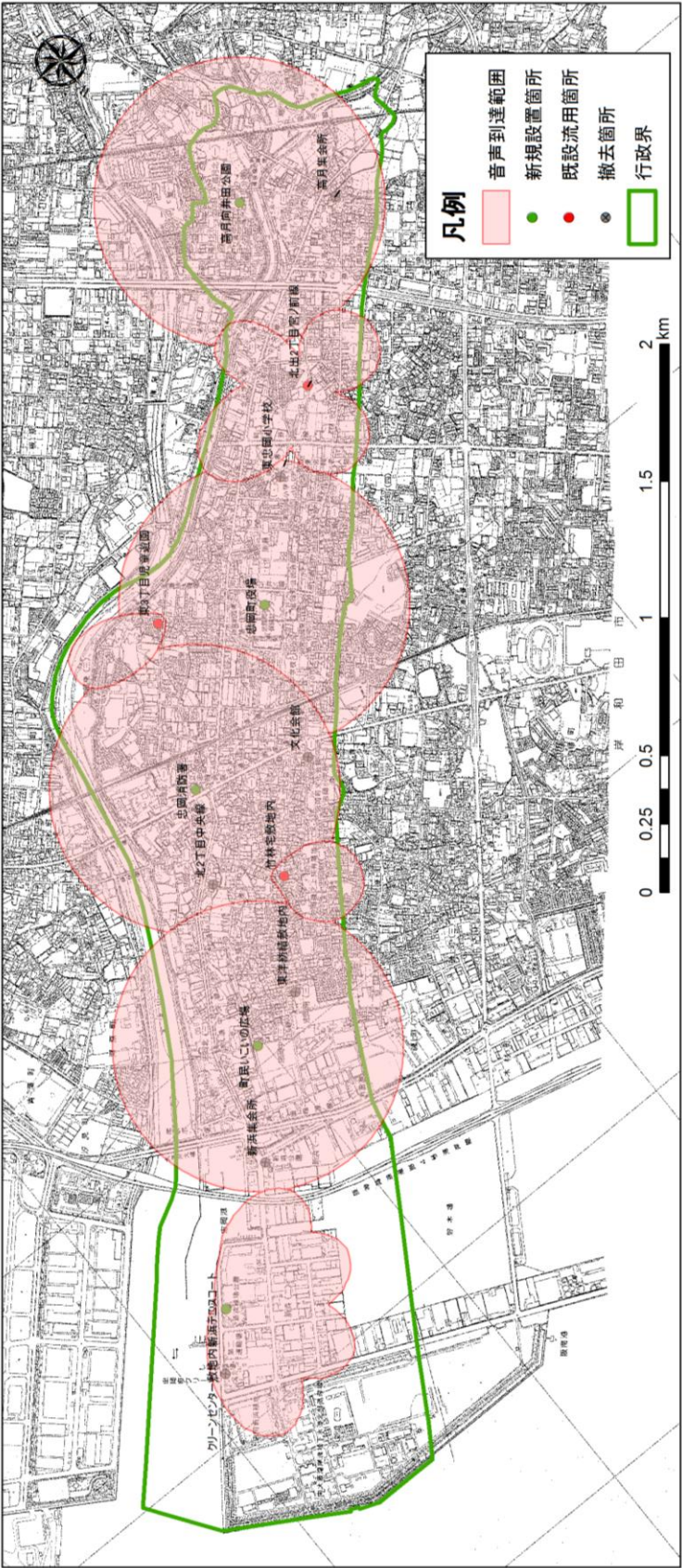
付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

屋外拡声子局配置図



(4) 忠岡町防災行政無線基地局一覧表

名 称	所 在 地
忠岡消防署	忠岡北1丁目1番23号
新浜テニスコート	新浜2丁目4番
町民いこいの広場	忠岡中3丁目9番
忠岡中2丁目局	忠岡中2丁目4番
鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番
忠岡町役場	忠岡東1丁目34番1号
北出2丁目宮ノ前線	北出2丁目17番
高月向井田公園	高月北2丁目20番

総
則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付編2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

(5) 防災行政無線戸別受信機設置場所一覧表

総
則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付編
宣言に
伴う
対応
東海地震の警戒

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

番号	設 置 場 所	所 在 地	グループ種別
1	忠岡町役場(防災行政無線室)	忠岡東1-34-1	モニター用
2	忠岡町役場(防災担当課)	忠岡東1-34-1	モニター用
3	忠岡町消防本部	忠岡北1-1-23	消防施設
4	文化会館	忠岡南1-18-17	避難所
5	忠岡中学校	忠岡東1-17-5	避難所
6	忠岡小学校	忠岡南1-12-30	避難所
7	東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	避難所
8	東忠岡こども園	馬瀬2-17-2	避難所
9	総合福祉センター	忠岡南1-9-15	避難所
10	高月コミュニティセンター	高月南3-3-5	避難所
11	東忠岡老人いこいの家	北出2-1-21	福祉施設
12	図書館	忠岡南1-18-17	その他
13	忠岡斎場	忠岡南2-17-33	その他
14	北出浄水場	北出3-1-8	その他
15	忠岡雨水ポンプ場	新浜1-9-1	その他
16	クリーンセンター	新浜2-5-46	その他
17	忠岡町児童館	忠岡東1-34-1	その他
18	忠岡町役場(総合受付)	忠岡東1-34-1	その他

資料4 備蓄関係

(1) 忠岡町災害用備蓄物資等の考え方

1 重点品目物資確保の基準について

(1) 食糧

$$\text{避難所避難者数} \times 3 \text{食} \times 3 \text{日} \times 1.2$$

なお、1.2 という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。

(2) 高齢者食

(1) で算出した数量のうち、5 % (80 歳以上人口比率) を高齢者食とする。

(3) 毛布

$$\text{避難所避難者数} \times \text{必要枚数} 2 \text{枚/人}$$

(4) 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む)

【粉ミルク】

$$\text{避難所避難者数} \times 1.6\% (0 \sim 1 \text{歳人口比率}) \times 70\% (\text{人工授乳率}) \times 130\text{g/人/日} \times 3 \text{日}$$

【液体ミルク】

$$\text{避難所避難者数} \times 1.6\% (0 \sim 1 \text{歳人口比率}) \times 70\% (\text{人工授乳率}) \times 1 \text{リットル/人/日} \times 3 \text{日}$$

(5) 哺乳瓶

$$\text{避難所避難者数} \times 1.6\% (0 \sim 1 \text{歳人口比率}) \times 70\% (\text{人工授乳率}) \times 1 \text{本/人}$$

(6) 乳児・小児用おむつ

$$\text{避難所避難者数} \times 2.5\% (0 \sim 2 \text{歳人口比率}) \times 8 \text{枚/人/日} \times 3 \text{日}$$

なお、8 枚/人/日は3時間で1枚使用するとの平均データから算出

(7) 大人用おむつ

$$\text{避難所避難者数} \times \text{必要者割合} 0.5\% \times 8 \text{枚/人/日} \times 3 \text{日}$$

なお、8 枚/人/日は3時間で1枚使用するとの平均データから算出

(8) 簡易トイレ

$$\text{避難所避難者数} \times 1\% (\text{避難所避難者} 100 \text{人に} 1 \text{基})$$

(9) 生理用品

$$\text{避難所避難者数} \times 48\% (12 \sim 51 \text{歳人口比率}) \times 52\% (12 \sim 51 \text{歳女性人口比率}) \times 5 / 32 (\text{月経周期}) \times 5 \text{枚/人/日} \times 3 \text{日}$$

なお、対象年齢 12 歳から 51 歳、月経周期 5 日/32 日については、日本産婦人科学会編著「女と男のディクショナリー」参照

(10) トイレットペーパー

$$\text{避難所避難者数} \times 7.5\text{m/人/日} \times 3 \text{日}$$

NPO 緊急災害備蓄推進協議会によると 4 人家族で 150m 巻き 6 ロールを約 1 か月分としている。 $150\text{m} \times 6 \text{ロール} \div 4 \text{人} \div 30 \text{日} = 7.5\text{m/人/日}$

(11) マスク

$$\text{避難所避難者数} \times 3 \text{日}$$
総
則災
害
予
防
対
策災
害
応
急
対
策付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応付編 2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画事
故
等
災
害
応
急
対
策災
害
復
旧
策資
料
編

※重点品目物資の確保の基準については、大阪府救援物資対策協議会による「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」に基づき、町内に最も甚大な被害が見込まれる「南海トラフ巨大地震」を想定災害とし、重点品目物資の必要量算出根拠となる避難所避難者数を「3,397人」とする。

※上記11品目は、本町と大阪府で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。
(「哺乳瓶」のみ、本町が必要分(100%)、大阪府が予備分を備蓄する)

2 避難所必要面積について

避難所生活者数(一人当たり 1.65 m²)を収容することができる避難所面積を確保

3 広域避難地必要有効面積について

延焼火災から一時的に避難することができる広域避難地(一人当たり 1 m²)の有効面積を確保

4 応急仮設住宅建設予定地について

全壊に消失を加えた世帯数に救助法の設置戸数(3割)を勘案し、1戸当たり 50 m²(救助法の住宅基準の約2倍)で算出した応急仮設住宅建設予定地面積を確保

(2) 忠岡町災害用備蓄物資等の状況

物資名	目標量の考え方	目標量	現保有量
食糧	避難所避難者数×3食×3日×1.2	18,344食	23,350食
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。	918食	1,540食
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人	3,397枚	2,400枚
乳児用粉ミルク 又は 乳児用液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0～1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×130g/人/日×3日 【液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む)】 避難所避難者数×1.6%(0～1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1リットル/人/日×3日	7,420g	8,100g
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0～1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1本/人	39本	40本
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%(0～2歳人口比率)×8枚/人/日×3日	1,020枚	1,152枚
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.5%×8枚/人/日×3日	204枚	250枚
簡易トイレ	避難所避難者数×1%(避難所避難者100人に1基)	17基	16基
生理用品	避難所避難者数×48%(12～51歳人口比率)×52%(12～51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日×3日	994枚	3,834枚
トイレットペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日×3日	38,217m	43,200m
マスク	避難所避難者数×3日	5,096枚	76,980枚

(注)大阪府と本町との役割分担は、大阪府1：本町1を基本とする。ただし、「哺乳瓶」については、本町は必要分(100%)、大阪府は予備分とする。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画事故等災害
応急対策災害復旧・
復興対策

資料編

(3) 大阪府選定の防災拠点

総
則

大 阪 府 選 定 の 防 災 拠 点

区 分	対 象 地 区	所 在 地
広 域 防 災 拠 点	1 大阪北部	吹田市千里万博公園 5-5
	2 大阪中部（八尾空港周辺）	八尾市空港 1 丁目 209-7
	3 大阪南部（りんくうタウン）	泉南市りんくう南浜 2-14
後 方 支 援 活 動 拠 点	※ 1 日本万国博覧会記念公園	吹田市千里万博公園 1-1
	※ 2 服部緑地	豊中市服部緑地 1-1
	3 大阪城公園	大阪市中央区大阪城
	4 鶴見緑地	大阪市鶴見区緑地公園
	5 長居公園	大阪市東住吉区长居公園
	※ 6 寝屋川公園	寝屋川市寝屋川公園 1707
	※ 7 久宝寺緑地	八尾市西久宝寺 323
	8 山田池公園	枚方市山田池公園 1-1
	※ 9 大泉緑地	堺市北区金岡町 128
	10 錦織公園	富田林市錦織 1560
	11 蜻蛉池公園	岸和田市三ヶ山町大池尻 701

※ 陸上部隊の集結場所候補地

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付編 2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

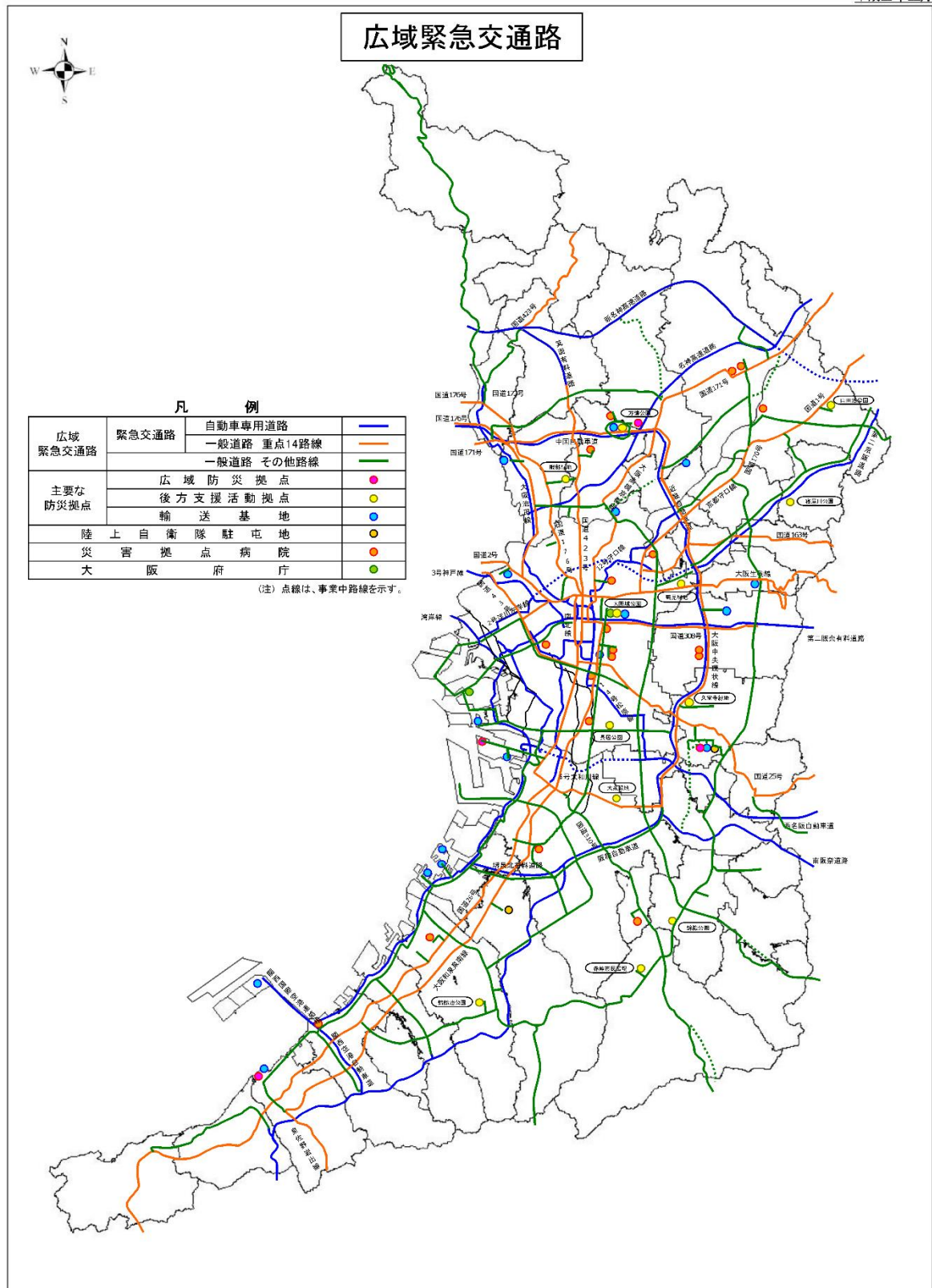
事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

(4) 広域緊急交通路図

平成29年12月



総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

資料5 医療・衛生等関係

(1) 町内医療機関一覧表

町内医療機関				
番号	名称	住所	診療科目	電話番号
1	医療法人穂仁会 聖祐病院	忠岡町忠岡北 1-3-7	内科・外科・整形外科・リ ハビリテーション科 ・放射線科	20 - 6650
2	おくだ医院	忠岡町忠岡東 1-21-27 プ リムローズ桜井 1 階	内科・循環器科・リハビリ テーション科・麻酔科	31 - 0728
3	真嶋医院	忠岡町忠岡東 1-15-17	内科・外科・胃腸科	32 - 2481
4	安明医院	忠岡町忠岡南 1-14-3	内科・胃腸科	33 - 5916
5	加藤医院	忠岡町忠岡中 1-11-12	内科・リハビリテーション 科	20 - 2600
6	村田内科	忠岡町高月北 2-16-34	内科・循環器科	46 - 3700
7	八木レディースク リニック	忠岡町忠岡東 1-22-39	産婦人科・内科	20 - 0312
8	安藤外科・整形外科 医院	忠岡町忠岡東 1-39-29	外科・整形外科・内科・皮 膚科・肛門外科・リハビリ テーション科・放射線科	22 - 5515
9	やぎ医院	忠岡町忠岡東 1-7-16	内科・麻酔科	23 - 8864
10	大山クリニック	忠岡町忠岡東 1-40-28	内科、血液内科	32 - 1831
11	中川クリニック	忠岡町忠岡東 2-22-15-13	小児科	22 - 1611
12	さかい眼科クリニ ック	忠岡町忠岡東 1-20-23	眼科	20 - 3103
13	あい眼科クリニッ ク	忠岡町馬瀬 3-4-1	眼科	22 - 8180
14	医療法人安藤医院	忠岡町忠岡東 1-39-29	耳鼻咽喉科	32 - 1996
15	正木歯科医院	忠岡町忠岡中 3-2-3	歯科	22 - 2007
16	杉原歯科医院	忠岡町忠岡中 2-18-2	歯科	22 - 5576
17	タニ歯科医院	忠岡町忠岡中 1-11-25	歯科	33 - 7766
18	寺本歯科	忠岡町忠岡東 1-18-17-1	歯科	21 - 6480
19	真嶋歯科医院	忠岡町忠岡東 1-15-17	歯科	33 - 0418
20	よねもと歯科	忠岡町忠岡南 1-3-22	歯科	31 - 4181
21	斎藤歯科医院	忠岡町忠岡東 2-8-5	歯科	22 - 8148
22	坂田歯科医院	忠岡町忠岡東 1-39-9	歯科	33 - 1050
23	ゆり歯科医院	忠岡町忠岡北 1-3-8	歯科	22 - 6680
24	忠岡駅前ハシモト デンタルオフィス	忠岡町忠岡東 1-14-12 カ ツモトビル 2 階	歯科	22 - 2685

(2) 町内衛生等関係機関一覧表

ごみ・し尿処理委託・許可業者及び施設一覧表

令和2年3月現在

1 委託業者（許可業者）一覧

区分	名 称	所 在 地	保有台数				電 話
			4 t	2 t	軽	パッカー	FAX
ごみ関係	(有)伊田清掃	〒595-0813 泉北郡忠岡町忠岡南 2-21-1	—	1	1	2	0725-24-5321
							0725-32-7710
	(株)フジワラー	〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東 1-35-10	1	1	—	5	0725-32-2831
							0725-32-2831
	藤原環境(株)	〒595-0811 泉北郡忠岡町忠岡北 1-6-8	0	1	1	3	0725-31-4971
							0725-31-4981

区分	名 称	所 在 地	保有台数		電 話
			軽	バキューム	FAX
浄化槽・し尿関係	(有)伊田清掃	〒595-0813 泉北郡忠岡町忠岡南 2-21-1	—	1	0725-24-5321
					0725-32-7710
	(株)フジワラー	〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東 1-35-10	—	2	0725-32-2831
					0725-32-2831

2 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	処 理 能 力	
		焼却炉	破碎機
忠岡町クリーンセンター	泉北郡忠岡町新浜 2-5-46	30 t / 日	5 t / 日

(委託先)

名 称	所 在 地	処理能力	処理方式
		200Kℓ / 日	
泉北環境整備施設組合 第1事業所 し尿処理場	泉大津市汐見町 98 番地	し尿：125Kℓ / 日 浄化槽汚泥：75Kℓ / 日	低希釈高負荷酸化 処理方式

総
則災害
予
防
対
策災害
応
急
対
策付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応付編 2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画事
故
等
災
害
応
急
対
策災
害
復
旧
・
復
興
対
策資
料
編

(3) 町内火葬場一覧表

総則

火葬場

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
忠 岡 斎 場	忠岡町忠岡南 2-17-33	0 7 2 5 - 2 2 - 7 8 3 9	

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

資料6 消防・水防関係

(1) 消防力の整備指針と現有消防力の比較

(施設)

区 分	基 準	現 有
署所の数	1	1
消防ポンプ自動車(非常用除く)	2	2
はしご自動車又は屈折はしご自動車	1	0
化学車	2	0
救急自動車(非常用除く)	1	1
救助工作車	1	0
指揮車(広報車代替)	1	1
合 計	9	5

(人 員)

区 分	基 準	現有人員
消防隊	消防ポンプ自動車	21
	はしご自動車・屈折はしご自動車 (乗換運用)	0
	化学車 (泡放出設備を備えた消防ポンプ車)	0
救急隊員	救急自動車	6
救助隊員	救助工作車	0
指揮隊員	指揮車(広報車代替)	3
通信員	5	2
予防要員	5	2
庶務の処理等のために必要な人員	5	4
合 計	75	38

総
則災害
予
防
対
策災害
応
急
対
策付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応付編2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画事
故
等
災
害
応
急
対
策災
害
復
旧
・
復
興
対
策資
料
編

(2) 現有消防水利

区分 地域別	消火栓			防火水槽			その他の水利					合 計
	公 設	私 設	計	公 設	私設 (指定 水利)	計	池	河 川	井 戸	海 岸	計	
高月	40		40	1	2	3						43
北出	33		33	3	1	4						37
馬瀬	29		29	1		1						30
忠岡東	69		69	3	2	5						74
忠岡南	24		24	3		3						27
忠岡中	43		43	2	2	4						47
忠岡北	42		42		3	3						45
新浜	31		31		7	7				10	10	48
合計	311		311	13	17	30				10	10	351

※基準を満たしている消防水利

(3) 公設消火栓口径別及び比率

口径 地域	高 月	北 出	馬 瀬	忠 岡 東	忠 岡 南	忠 岡 中	忠 岡 北	新 浜	合 計	比 率
75mm	4	6	5	17	1	8	3		44	14.1
100mm	15	3	4	12	4	6	10	14	68	21.9
150mm	21	11	12	27	13	21	16	6	127	40.8
200mm			1	8	6	8	13		36	11.6
250mm		8	7	5				6	26	8.4
300mm		5							5	1.6
350mm								5	5	1.6
合 計	40	33	29	69	24	43	42	31	311	100.0

※基準を満たしている消火栓

(4) 公設防火水槽・耐震性貯水槽設置場所一覧表

地区	設置場所	名称	貯水容積	水量	水利基準	耐震性	備考
高月	高月北2-20	防火水槽 1		60m ³	○	○	H10年10月設置
北出	北出2-17	防火水槽 2		100m ³	○	○	H11年10月設置
北出	北出2-4	防火水槽 3	220cm × 620cm × 300cm	40m ³	○		H13年11月設置
北出	北出3-2	防火水槽 4	220cm × 580cm × 310cm	40m ³	○		H14年11月設置
馬瀬	馬瀬2-17-3	防火水槽 5		60m ³	○	○	H9年10月設置
忠岡東1	忠岡東1-17-5	防火水槽 6	内径250cm 深さ430cm	21m ³			S54年12月防火井戸から防火水槽へ改装
忠岡東2・3	忠岡東2-4	防火水槽 7	内径250cm 深さ400cm	20m ³			S49年6月設置
忠岡東2・3	忠岡東3-12	防火水槽 8	670cm × 370cm × 165cm	40m ³	○		S44年9月設置
忠岡東2・3	忠岡東3-18	防火水槽 9	200cm × 640cm × 320cm	40m ³	○		H16年3月設置
忠岡南	忠岡南1-12-30	防火水槽 10	内径250cm 深さ440cm	22m ³			S50年8月設置
忠岡南	忠岡南1-12-30	防火水槽 11		60m ³	○	○	H9年10月設置
忠岡南	忠岡南1-12-30	防火水槽 12		136m ³	○		H13年9月設置
忠岡南	忠岡南3-11	防火水槽 13		100m ³	○	○	H12年10月設置
忠岡中	忠岡中1-18	防火水槽 14	内径250cm 深さ430cm	21m ³			S53年防火水槽へ改装(私有地)
忠岡中	忠岡中1-26	防火水槽 15	内径250cm 深さ460cm	23m ³			S52年2月設置
忠岡中	忠岡中2-21	防火水槽 16	内径250cm 深さ430cm	21m ³			S54年6月設置(私有地)
忠岡中	忠岡中1-24	防火水槽 17		60m ³	○	○	H10年10月設置
忠岡中	忠岡中2-15	防火水槽 18	210cm × 655cm × 300cm	40m ³	○		H13年11月設置
忠岡東	忠岡東1-34-1	防火水槽 19		100m ³	○	○	H10年3月設置

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
宣言に伴う対応
東海地震の警戒付編 2
防災対策推進計画
南海トラフ地震事故等災害
応急対策災害復旧
復興対策

資料編

(5) 忠岡町消防団の組織

総
則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

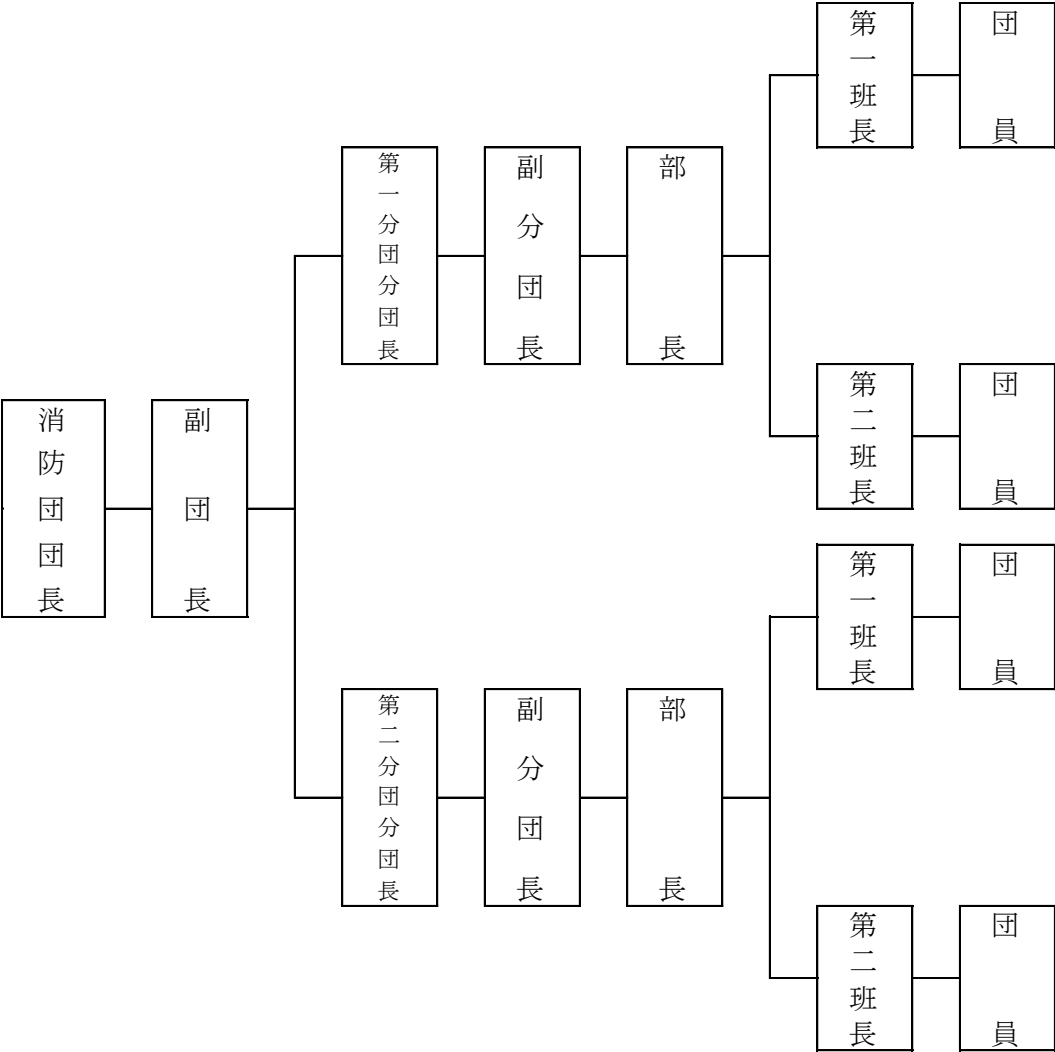
付
編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付
編
2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編



資料 7 下水道関係

下水道施設一覧表

令和 2 年 3 月 31 日現在

区 分	面 積		人 口		普及率 (%)	備 考
	計画 (ha)	整備済 (ha)	計画人口 (人)	整備済人口 (人)		
汚 水	297.00	280.44	17,600	16,582	97.2	人口普及率
雨 水	297.00	208.74	17,600	12,280	70.2	面積普及率 (10年確率)

ポンプ施設一覧表

ポンプ施設 の名称	排水区の名 称	ポンプ施設 の位置	敷地面積 (a)	1 分間の揚水量 (m ³)	
				晴天時 最 大	雨天時 最 大
忠岡 雨水ポンプ場	第 2 排水区	忠岡町 新浜一丁目	63.4	—	1,060

ポンプ施設の敷地内の主要な施設

ポンプ施設 の名称	主要な施設 の名称	数	能 力
忠岡雨水 ポンプ場	雨水沈砂池	6 池	鉄筋コンクリート造 幅4.0m×長18.0m×深2.5m
			滞留時間 60秒
			水面積負荷 3600m ³ /m ² /日
	ポンプ設備		型式 立軸斜流ポンプ
		4 台	1,360mm×233m ³ /分×6.8m×550PS
		1 台	1,050mm×130m ³ /分×6.8m×320PS
		1 台	600mm×42m ³ /分×6.8m×75kw
	ポンプ室	1 棟	鉄筋コンクリート造 495m ²
	放流渠		鉄筋コンクリート造 暗渠 幅3.5m×長55.0m×深2.45m
			流量 17.67m ³ /秒、流速 2.06m/秒

総 則

災害予防対策

災害応急対策

付編
宣言に
東海地震の警戒
に伴う対応付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画事故等災害
応急対策災害復旧
復興対策

資料編

資料 8 避難関係

(1) 避難場所一覧

番号	指定避難所	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数	洪水(計画規模)	洪水(想定最大規模)	地震	津波	高潮	洪水(計画規模) 浸水の可能性※1	洪水(想定最大規模) 浸水の可能性※2	津波浸水の可能性	高潮浸水の可能性
1	忠岡小学校	忠岡南1-12-30	21-6780	1,265	766	○	△2F	○※	△※	△※	なし	2F床下浸水	なし	0.5~3.0m
2	総合福祉センター	忠岡南1-9-15	22-0350	1,301	788	○	△2F	○※	△※	△※	なし	2F床下浸水	なし	なし
3	文化会館	忠岡南1-18-17	33-1151	511	309	○	△2F	○※	△※	△※	なし	2F床下浸水	なし	なし
4	忠岡中学校	忠岡東1-17-5	33-5901	1,439	872	○	△2F	○※	○	○	なし	2F床下浸水	なし	なし
5	ンビツセンター	忠岡東1-34-1	22-1122	5,693	3,450	○	△2F	○※	○	○	なし	2F床下浸水	なし	なし
6	東忠岡小学校	馬淵2-17-1	21-6550	1,063	644	○	△2F	○※	○	○	なし	2F床下浸水	なし	なし
7	高月コミュニティセンター	高月南3-3-5	—	179	108	○	△2F	○※	○	○	なし	2F床下浸水	なし	なし
8	東忠岡こども園	馬淵2-17-2	33-6670	2,140	1,296	○	△2F	○※	○	○	なし	2F床下浸水	なし	なし

なお、8の避難所は、1-7の避難所の開設のみでは避難者を十分に収容できないときなどに開設する二次的な避難所である。

一時避難場所一覧

番号	一時避難場所	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数	洪水(計画規模)	洪水(想定最大規模)	地震	津波	高潮	洪水(計画規模) 浸水の可能性※1	洪水(想定最大規模) 浸水の可能性※2	津波浸水の可能性	高潮浸水の可能性
9	新浜緑地	新浜3丁目地内	—	7,282	7,281	○	○	○	×	×	なし	なし	なし	0.5~3.0m
10	町民第2運動場	新浜2丁目5番52号	—	8,656	8,655	○	○	○	×	×	なし	なし	0.5m~3.0m	3.0~5.0m
11	新浜公園	新浜1丁目7番	—	58,123	58,122	○	○	○	×	×	なし	なし	0.5m~3.0m	3.0~5.0m
12	町民こいの広場	忠岡中3丁目7番	—	7,095	7,094	○	×	○	×	×	なし	2F床下浸水	0.5m~3.0m	3.0~5.0m
13	南3丁目児童遊園	忠岡南3丁目15番地	—	780	779	○	○	○	×	×	なし	2F床下浸水	0.5m~3.0m	3.0~5.0m
14	子供の広場(北区クランド)	忠岡南3丁目11番地	—	2,855	2,855	○	×	○	×	×	なし	2F床下浸水	0.5m~3.0m	3.0~5.0m
15	西区ふれあい公園	忠岡中2丁目764番地	—	416	415	○	×	○	×	×	なし	2F軒下浸水	~0.5m	0.5~3.0m
16	忠岡神社北側空地	忠岡中1丁目26番	—	902	902	○	×	○	×	×	なし	2F床下浸水	なし	0.5~3.0m
17	子供の広場(ザートボール場)	忠岡東1丁目24番	—	1,061	1,061	○	×	○	×	×	なし	2F軒下浸水	なし	0.5~3.0m
18	町民運動場	忠岡東1丁目34番地	—	10,346	10,346	○	×	○	○	○	なし	2F床下浸水	なし	なし
19	緑水園	忠岡東2丁目1番地	—	1,455	1,454	○	×	○	○	○	なし	2F床下浸水	なし	なし
20	緑の第1チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	○	×	○	○	○	なし	2F床下浸水	なし	なし
21	緑の第2チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	○	×	○	○	○	なし	2F床下浸水	なし	なし
22	緑の第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	○	×	○	○	○	なし	2F軒下浸水	なし	なし
23	忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10番	—	118	118	○	×	○	○	×	なし	2F軒下浸水	なし	~0.5m
24	北出児童遊園	北出2丁目9番地	—	282	282	○	×	○	○	×	なし	2F床下浸水	なし	なし
25	北出公園	北出2丁目17番地	—	1,678	1,678	○	×	○	○	○	なし	2F床下浸水	なし	なし
26	菅原神社	高月南3丁目4番	—	2,063	2,063	○	×	○	○	○	なし	2F床下浸水	なし	なし
27	高月向井田公園	高月北2丁目20番地	—	2,477	2,476	×	×	○	○	○	2F床下浸水	2F床下浸水	なし	なし
28	三角公園	高月南3丁目11番地	—	100	100	○	×	○	○	○	なし	1F床下浸水	なし	なし
29	一般国道26号・忠岡町創造橋(下) 忠岡町坂原町5丁目 ～忠岡町高月北2丁目	忠岡町坂原町5丁目 ～忠岡町高月北2丁目	—	754	700	○	○	○	○	○	なし	なし	なし	なし

※1 計画規模の洪水浸水の可能性については、大津川水系大津川・柳尾川・東横尾川・父鬼川・松尾川・牛尾川流域において、およそ100年に一度に起こる雨(1時間雨量86.9mm)によって氾濫した場合の洪水予測にもとづいた浸水想定によるものです。(忠岡町洪水ハザードマップの計画規模の浸水想定と同様)

※2 想定最大規模の洪水浸水の可能性については、大津川水系大津川・柳尾川・東横尾川・父鬼川・松尾川・牛尾川流域において、およそ1000年に一度に起こる雨(1時間雨量101.4mm)によって氾濫した場合の洪水予測にもとづいた浸水想定によるものです。(忠岡町洪水ハザードマップの想定最大規模の浸水想定と同様)

○：使用可能 ×：使用不可 △2F：浸水想定区域内にある避難所であり、浸水の状況によっては2階以上の高い所へ避難
△※：高潮・津波発生時は、南海本線を越えて東忠岡小学校区の浸水想定区域外への避難を原則とし、避難が遅れた場合などの緊急的な避難場所
○※：地震発生後、施設の安全が確認でき次第、使用可能

洪水緊急避難場所一覧（計画規模）

番号	指定避難所	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数	洪水（計画規模） 浸水の可能性※ 1
1	忠岡小学校	忠岡南1-12-30	21-6780	1,265	766	なし
2	総合福祉センター	忠岡南1-9-15	22-0350	1,301	788	なし
3	文化会館	忠岡南1-18-17	33-1151	511	309	なし
4	忠岡中学校	忠岡東1-17-5	33-5901	1,439	872	なし
5	シビックセンター	忠岡東1-34-1	22-1122	5,693	3,450	なし
6	東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	21-6550	1,063	644	なし
7	高月コミュニティセンター	高月南3-3-5	—	179	108	なし
8	東忠岡こども園	馬瀬2-17-2	33-6670	2,140	1,296	なし

なお、8の避難所は、1-7の避難所の開設のみでは避難者を十分に収容できないときなどに開設する二次的な避難所である。

番号	一時避難場所	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数	洪水（計画規模） 浸水の可能性※ 1
9	新浜緑地	新浜3丁目地内	—	7,282	7,281	なし
10	町民第2運動場	新浜2丁目5番52号	—	8,656	8,655	なし
11	新浜公園	新浜1丁目7番	—	58,123	58,122	なし
12	町民いこいの広場	忠岡中3丁目7番	—	7,095	7,094	なし
13	南3丁目児童遊園	忠岡南3丁目15番地	—	780	779	なし
14	子供の広場（北区グラウンド）	忠岡南3丁目11番地	—	2,855	2,855	なし
15	西区ふれあい公園	忠岡中2丁目764番地	—	416	415	なし
16	忠岡神社北側空地	忠岡中1丁目26番	—	902	902	なし
17	子供の広場（グートボール場）	忠岡中1丁目24番	—	1,061	1,061	なし
18	町民運動場	忠岡東1丁目34番地	—	10,346	10,346	なし
19	緑水園	忠岡東2丁目1番地	—	1,455	1,454	なし
20	鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	なし
21	鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	なし
22	鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	なし
23	忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10番	—	118	118	なし
24	北出児童遊園	北出2丁目9番地	—	282	282	なし
25	北出公園	北出2丁目17番地	—	1,678	1,678	なし
26	菅原神社	高月南3丁目4番	—	2,063	2,063	なし
27	三角公園	高月南3丁目11番地	—	100	100	なし
28	<u>一般国道26号 忠岡町側道橋（下）</u>	<u>泉大津市板原5丁目 ～忠岡町高月北2丁目</u>	—	<u>754</u>	<u>700</u>	<u>なし</u>

※ 1 計画規模の洪水浸水の可能性については、大津川水系大津川・横尾川・東横尾川・父鬼川・松尾川・牛尾川流域において、およそ100年に一度に起こる雨（1時間雨量86.9mm）によって氾濫した場合の洪水予測にもとづいた浸水想定によるものです。（忠岡町洪水ハザードマップの計画規模の浸水想定と同様）

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
宣言に伴う対応
東海地震の警戒

付編 2
防災対策推進計画
南海トラフ地震

心身対策
事故等災害

復興対策
災害復旧

資料編

洪水緊急避難場所一覧（想定最大規模）

番号	指定避難所	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数	洪水（ <u>想定最大規模</u> ） 浸水の可能性※2
1	忠岡小学校	忠岡南1-12-30	21-6780	1,265	766	2 F 床下浸水
2	総合福祉センター	忠岡南1-9-15	22-0350	1,301	788	2 F 床下浸水
3	文化会館	忠岡南1-18-17	33-1151	511	309	2 F 床下浸水
4	忠岡中学校	忠岡東1-17-5	33-5901	1,439	872	2 F 床下浸水
5	シビックセンター	忠岡東1-34-1	22-1122	5,693	3,450	2 F 床下浸水
6	東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	21-6550	1,063	644	2 F 床下浸水
7	高月コミュニティセンター	高月南3-3-5	—	179	108	2 F 床下浸水
8	東忠岡こども園	馬瀬2-17-2	33-6670	2,140	1,296	2 F 床下浸水

なお、8の避難所は、1-7の避難所の開設のみでは避難者を十分に収容できないうちに開設する二次的な避難所である。

番号	一時避難場所	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数	洪水（ <u>想定最大規模</u> ） 浸水の可能性※2
9	新浜緑地	新浜3丁目地内	—	7,282	7,281	なし
10	町民第2運動場	新浜2丁目5番52号	—	8,656	8,655	なし
11	新浜公園	新浜1丁目7番	—	58,123	58,122	なし
12	<u>一般国道26号 忠岡町側道橋（下）</u>	<u>泉大津市板原町5丁目</u> <u>～忠岡町高月北2丁目</u>	—	<u>754</u>	<u>700</u>	<u>なし</u>

※2 想定最大規模の洪水浸水の可能性については、大津川水系大津川・榎尾川・東横尾川・父鬼川・松尾川・牛尾川流域において、およそ1000年に一度に起こる雨（1時間雨量101.4mm）によって氾濫した場合の洪水予測にもとづいた浸水想定によるものです。（忠岡町洪水ハザードマップの想定最大規模の浸水想定と同様）

地震緊急避難場所一覧

番号	指定避難所	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数	津波浸水の可能性
1	忠岡小学校	忠岡南1-12-30	21-6780	1,265	766	なし
2	総合福祉センター	忠岡南1-9-15	22-0350	1,301	788	なし
3	文化会館	忠岡南1-18-17	33-1151	511	309	なし
4	忠岡中学校	忠岡東1-17-5	33-5901	1,439	872	なし
5	シビックセンター	忠岡東1-34-1	22-1122	5,693	3,450	なし
6	東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	21-6550	1,063	644	なし
7	高月コミュニティセンター	高月南3-3-5	—	179	108	なし
8	東忠岡こども園	馬瀬2-17-2	33-6670	2,140	1,296	なし

なお、8の避難所は、1-7の避難所の開設のみでは避難者を十分に収容できないうきに開設する二次的な避難所である。

番号	一時避難場所	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数	津波浸水の可能性
9	新浜緑地	新浜3丁目地内	—	7,282	7,281	なし
10	町民第2運動場	新浜2丁目5番52号	—	8,656	8,655	0.5m～3.0m
11	新浜公園	新浜1丁目7番	—	58,123	58,122	0.5m～3.0m
12	町民いこいの広場	忠岡中3丁目7番	—	7,095	7,094	0.5m～3.0m
13	南3丁目児童遊園	忠岡南3丁目15番地	—	780	779	0.5m～3.0m
14	子供の広場(北区グラウンド)	忠岡南3丁目11番地	—	2,855	2,855	0.5m～3.0m
15	西区ふれあい公園	忠岡中2丁目764番地	—	416	415	～0.5m
16	忠岡神社北側空地	忠岡中1丁目26番	—	902	902	なし
17	子供の広場(ゲートボール場)	忠岡中1丁目24番	—	1,061	1,061	なし
18	町民運動場	忠岡東1丁目34番地	—	10,346	10,346	なし
19	緑水園	忠岡東2丁目1番地	—	1,455	1,454	なし
20	鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	なし
21	鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	なし
22	鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	なし
23	忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10番	—	118	118	なし
24	北出児童遊園	北出2丁目9番地	—	282	282	なし
25	北出公園	北出2丁目17番地	—	1,678	1,678	なし
26	菅原神社	高月南3丁目4番	—	2,063	2,063	なし
27	高月向井田公園	高月北2丁目20番地	—	2,477	2,476	なし
28	三角公園	高月南3丁目11番地	—	100	100	なし
29	<u>一般国道26号 忠岡町御道橋(下)</u>	<u>泉大津市板原町5丁目 ～忠岡町高月北2丁目</u>	—	<u>754</u>	<u>700</u>	<u>なし</u>

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
宣言に伴う対応
東海地震の警戒

付編 2
防災対策推進計画
南海トラフ地震

事故等災害
応急対策

災害復旧
復興対策

津波緊急避難場所一覧

番号	指定避難所	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数	津波浸水の可能性
1	忠岡小学校	忠岡南1-12-30	21-6780	1,265	766	なし
2	総合福祉センター	忠岡南1-9-15	22-0350	1,301	788	なし
3	文化会館	忠岡南1-18-17	33-1151	511	309	なし
4	忠岡中学校	忠岡東1-17-5	33-5901	1,439	872	なし
5	シビックセンター	忠岡東1-34-1	22-1122	5,693	3,450	なし
6	東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	21-6550	1,063	644	なし
7	高月コミュニティセンター	高月南3-3-5	—	179	108	なし
8	東忠岡こども園	馬瀬2-17-2	33-6670	2,140	1,296	なし

なお、8の避難所は、1-7の避難所の開設のみでは避難者を十分に収容できないうちに開設する二次的な避難所である。

番号	一時避難場所	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数	津波浸水の可能性
9	町民運動場	忠岡東1丁目34番地	—	10,346	10,346	なし
10	緑水園	忠岡東2丁目1番地	—	1,455	1,454	なし
11	鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	なし
12	鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	なし
13	鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	なし
14	忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10番	—	118	118	なし
15	北出児童遊園	北出2丁目9番地	—	282	282	なし
16	北出公園	北出2丁目17番地	—	1,678	1,678	なし
17	菅原神社	高月南3丁目4番	—	2,063	2,063	なし
18	高月向井田公園	高月北2丁目20番地	—	2,477	2,476	なし
19	三角公園	高月南3丁目11番地	—	100	100	なし
20	<u>一般国道26号 忠岡町側道橋(下)</u>	<u>泉大津市板原町5丁目 ～忠岡町高月北2丁目</u>	—	<u>754</u>	<u>700</u>	<u>なし</u>

番号	津波避難ビル	所在地	指定年月日	面積 (㎡)	収容人数
1	忠岡町文化会館	忠岡南1丁目18番17号	H24.6.26	511	510
2	エルフローラ	忠岡南3丁目11番25号	H24.6.26	117	117
3	カサ・ド・エムズ	忠岡北3丁目5番10号	H24.9.1	90	90
4	三進金属工業株式会社	新浜1丁目3番10号	H31.4.1	400	400
5	WESTヒルズ忠岡	忠岡北2丁目9番9号	R2.10.20	134	134

高潮緊急避難場所一覧

番号	指定避難所	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数	高潮浸水の可能性
1	忠岡小学校	忠岡南1-12-30	21-6780	1,265	766	0.5～3.0m
2	総合福祉センター	忠岡南1-9-15	22-0350	1,301	788	なし
3	文化会館	忠岡南1-18-17	33-1151	511	309	なし
4	忠岡中学校	忠岡東1-17-5	33-5901	1,439	872	なし
5	シビックセンター	忠岡東1-34-1	22-1122	5,693	3,450	なし
6	東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	21-6550	1,063	644	なし
7	高月コミュニティセンター	高月南3-3-5	—	179	108	なし
8	東忠岡こども園	馬瀬2-17-2	33-6670	2,140	1,296	なし

なお、8の避難所は、1-7の避難所の開設のみでは避難者を十分に収容できないうちに開設する二次的な避難所で

番号	一時避難場所	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数	高潮浸水の可能性
9	町民運動場	忠岡東1丁目34番地	—	10,346	10,346	なし
10	緑水園	忠岡東2丁目1番地	—	1,455	1,454	なし
11	鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	なし
12	鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	なし
13	鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	—	100	100	なし
14	北出児童遊園	北出2丁目9番地	—	282	282	なし
15	北出公園	北出2丁目17番地	—	1,678	1,678	なし
16	菅原神社	高月南3丁目4番	—	2,063	2,063	なし
17	高月向井田公園	高月北2丁目20番地	—	2,477	2,476	なし
18	三角公園	高月南3丁目11番地	—	100	100	なし
19	<u>一般国道26号 忠岡町側道橋（下）</u>	<u>泉大津市板原町5丁目 ～忠岡町高月北2丁目</u>	—	<u>754</u>	<u>700</u>	<u>なし</u>

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画事故等災害
応急対策災害復旧
復興対策

資料編

福祉避難所一覧

避難所	所在地	電話番号	指定年月日	洪水（計画規模） 浸水の可能性※1	洪水（想定最大規模） 浸水の可能性※2	津波浸水の可能性	高潮浸水の可能性
有限会社 ほがらか	忠岡東2丁目14番6号	20-5727	H25. 3. 14	なし	2 F床下浸水	なし	なし
医療法人 愛明会おくだ医院	忠岡東1丁目21番27号	31-0728	H25. 3. 14	なし	2 F床下浸水	なし	なし
有限会社あんずデイサービスセンター	馬瀬1丁目9番2号	33-4165	H25. 4. 5	なし	2 F床下浸水	なし	なし
療養通所介護アネトス	忠岡東1丁目15番28号	32-2885	H25. 4. 5	なし	2 F床下浸水	なし	なし
NP0デイサービスよりあい倶楽部忠岡	忠岡南1丁目3番19号	20-0356	H25. 4. 8	なし	2 F床下浸水	なし	なし
デイサービスセンター健康舎母屋	北出3丁目3番20号	31-0148	H25. 4. 10	なし	2 F軒下浸水	なし	なし
グループホーム アムール忠岡	忠岡東2丁目15番38号	20-0818	H25. 4. 23	なし	2 F床下浸水	なし	なし
グループホームアムール忠岡アネックス	忠岡中1丁目5番26号	22-8788	H25. 4. 23	なし	2 F床下浸水	なし	なし
ピープルハウス忠岡	高月北1丁目11番3号	46-3333	H25. 5. 1	1 F床下浸水	2 F床下浸水	なし	なし
ピープルラティティングスクール泉北	高月北1丁目12番2号	46-3683	H25. 5. 1	なし	1 F床下浸水	なし	なし
ピープルケアハウスいずみ	高月北1丁目12番4号	46-3693	H25. 5. 1	なし	2 F床下浸水	なし	なし
デイサービス花れん	馬瀬3丁目10番13号	32-3033	H25. 5. 30	なし	2 F床下浸水	なし	なし
安藤外科・整形外科通所リハビリセンター	忠岡東1丁目39番29号	22-7110	H26. 3. 31	なし	2 F床下浸水	なし	なし
リハビリデイサービスいずみ	忠岡中1丁目11番25号	32-4509	H26. 3. 31	なし	2 F床下浸水	なし	なし
住宅型有料老人ホーム丸福tadaoka	馬瀬1丁目16番1号	32-1341	H28. 12. 26	なし	2 F床下浸水	なし	なし

※ 1 計画規模の洪水浸水の可能性については、大津川水系大津川・横尾川・東横尾川・父鬼川・松尾川・牛尾川流域において、およそ100年に一度に起こる雨（1時間雨量86.9mm）によって氾濫した場合の洪水予測にもとづいた浸水想定によるものです。（忠岡町洪水ハザードマップの計画規模の浸水想定と同様）

※ 2 想定最大規模の洪水浸水の可能性については、大津川水系大津川・横尾川・東横尾川・父鬼川・松尾川・牛尾川流域において、およそ1000年に一度に起こる雨（1時間雨量101.4mm）によって氾濫した場合の洪水予測にもとづいた浸水想定によるものです。（忠岡町洪水ハザードマップの想定最大規模の浸水想定と同様）

(2) 要配慮者利用施設一覧

番号	名称	住所	電話番号	洪水※1	洪水※2	津波	高潮
1	ビーブルライティングスクール泉北	高月北1-12-2	46-3683	○	○		
2	ビーブルケアハウスいずみ	高月北1-12-4	46-3693	○	○		
3	ビーブルハウス忠岡	高月北1-11-3	46-3333	○	○		
4	デイサービスセンター健楽舎母屋	北出3-3-20	31-0148	○			
5	デイサービスセンター健楽舎	高月南2-2-8	20-0121	○			
6	デイサービス花れん	馬瀬3-10-13	32-3033	○			
7	リハビリデイサービスいずみ	忠岡中1-11-25	32-4509	○			
8	有) あんずデイサービスセンター	馬瀬1-9-2	33-4165	○			
9	アムール忠岡 (グループホーム)	忠岡東2-15-38	20-0818	○			
10	デイサービスセンターほがらか	忠岡東2-14-6	31-8266	○			
11	療養通所介護アネトス	忠岡東1-15-28	32-2884	○			
12	アムール忠岡アネックス (グループホーム)	忠岡中1-5-26	22-8788	○			
13	アムール忠岡 (小規模多機能型居宅介護)	忠岡中1-5-26	22-8788	○			
14	NPOデイサービスよりあい倶楽部忠岡	忠岡南1-3-19	20-6460	○			
15	総合福祉センター	忠岡中1-9-15	22-0367	○			
16	有料老人ホーム綺麗	高月南3-15-4	23-7900	○			
17	有料老人ホーム玲緒	高月南2-10-15	22-0105	○			
18	ポラリスデイサービスセンター忠岡町	忠岡中1-8-17	23-7300	○			
19	デイサービス虹	忠岡南2-21-15	32-2530	○			○
20	デイサービスセンターたゆた	忠岡北2-11-24	24-3339	○		○	○
21	丸福tadaoka	馬瀬1-16-1	20-5155	○			
22	オズドロシイの家 ブリキ工房	忠岡南1-6-14	33-6001	○			
23	よし	新浜2-5-1F	06-6711-4466			○	○
24	障がい者支援センタークローバー	馬瀬1-4-13	22-1777	○			
25	こどもデイサービス ハニーコスモス	忠岡中1-10-4	20-6137	○			
26	リハこどもデイ アイビー	馬瀬1-1-8	90-6123	○			
27	リハこどもデイ メイフラワー	馬瀬3-2-5	21-3336	○			
28	こどもデイサービス アレ・オリヴィエ	忠岡南1-4-8	30-2941	○			
29	リハこどもデイ フクシア	高月南3-8-37	20-0830	○			
30	就労継続支援B型事業所オリーブ	馬瀬2-15-9	33-2310	○			
31	障がい支援 ハビネス	忠岡北3-14-33	23-1380	○		○	○
32	児童館	忠岡東1-34-1	22-1122	○			
33	チューリップ保育園	忠岡南1-2-17	20-0331	○			
34	ビーブル忠岡チャイルドスクール	忠岡中2-16-25	20-0555	○		○	○
35	東忠岡こども園	馬瀬2-17-2	33-6700	○			
36	東忠岡老人いこいの家	北出2-1-21	22-1567	○			
37	ユアサイド忠岡South	北出2-20-32	51-7062	○			
38	ユアサイド忠岡North	北出2-20-31	51-7062	○			
39	医療法人愛朗会おくだ医院 (通所リハ)	忠岡東2-16-2	23-0132	○			
40	ナーシングホーム忠岡さつき通り	忠岡東1-39-29	22-8022	○			
41	リヴ・はっぴいーきらら	忠岡北2-11-23	22-1229	○		○	○
42	リーブル忠岡	忠岡東1-17-8	20-5522	○			
43	サンテきらら忠岡	忠岡北2-10-7	22-1234	○		○	○
44	サービス付き高齢者向け住宅健楽舎	高月南2-2-8	20-0121	○			
45	サービス付き高齢者住宅いろは	馬瀬2-16-1	072-457-7476	○			
46	和泉しんのう庵	高月北2-10-28	45-1710	○	○		
47	オリーブEプラス	忠岡中1-11-25 1F-B	33-2310	○			
48	リハビリデイサービスルピナス忠岡	忠岡南3-11-25	21-6780	○		○	○
49	忠岡小学校	忠岡南1-12-30	21-6780	○		○	○
50	東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	21-6550	○			
51	忠岡中学校	忠岡東1-17-5	33-5901	○			
52	医療法人穂仁会 聖祐病院	忠岡北1-3-7	20-6650	○			○
53	医療法人医敬会 安藤外科・整形外科医院	忠岡東1-39-29	22-5515	○			

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応付編2
南海トラフ地震
防災対策推進計画事故等災害
応急対策災害復旧・
復興対策

資料編

(3) 避難路一覧

総
則

府道	路線番号	路線名
	29	大阪臨海線
	229	田治米忠岡線

災害
予
防
対
策

町道	路線番号	路線名
	1-76	新浜1号線
	2-1	中央線
	1-5	浜道線
	1-1	本通り線
	1-7	新開通り線
	1-6	泉大津岸和田線
	2-22	忠岡51号線

災害
応
急
対
策

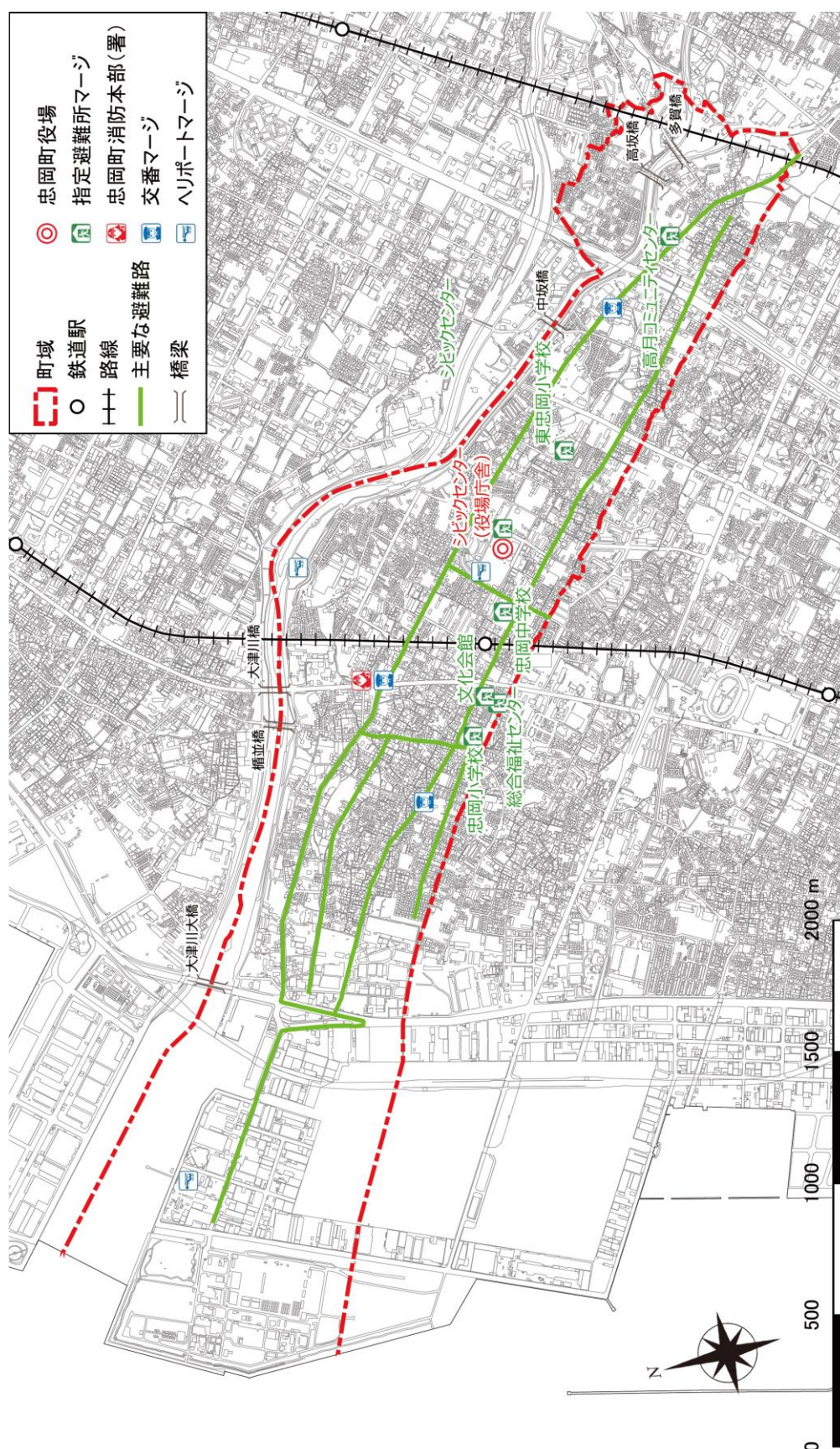
付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付編 2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

(4) 避難経路図



總則

災害予防対策

災害応急対策

東海地震の警戒
宣言に伴う対応
編付

南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・復興対策

資料編

資料 9 条例関係

(1) 防災会議条例

○忠岡町防災会議条例

昭和 38 年 7 月 17 日条例第 17 号

改正

昭和 52 年 2 月 25 日条例第 1 号

平成 8 年 3 月 5 日条例第 16 号

平成 12 年 3 月 8 日条例第 2 号

平成 24 年 9 月 18 日条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、忠岡町防災会議(以下「防災会議」という)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 忠岡町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 町の消防署長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者
- 6 前項の委員の定数は、33 人以内とする。

総
則災
害
予
防
対
策災
害
応
急
対
策付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応付編 2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画事
故
等
災
害
応
急
対
策災
害
復
旧
策資
料
編

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年2月25日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月5日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月8日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 忠岡町災害対策本部条例

○忠岡町災害対策本部条例

昭和 39 年 3 月 25 日条例第 22 号

改正

平成 8 年 3 月 5 日条例第 17 号

平成 24 年 9 月 18 日条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、忠岡町災害対策本部(以下「災害対策本部」という)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 災害対策本部は、本町防災会議と緊密な連絡のもとに、地域防災計画に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(本部長及び本部員)

第 3 条 災害対策本部は、本部員をもって組織する。

2 災害対策本部長は、町長をもって充てる。

3 災害対策副本部長並びに災害対策本部員は、町長が部内の職員のうちから任命する。

4 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部内の職員を指揮監督する。

5 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部及び事務局)

第 4 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部及び事務局を置くことができる。

2 部及び事務局に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長及び事務局に事務局長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長はその部、事務局長はその事務局の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを実施する。

附 則(平成 8 年 3 月 5 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 18 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

総
則災
害
予
防
対
策災
害
応
急
対
策付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応付編 2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画事
故
等
災
害
応
急
対
策災
害
復
旧
・
復
興
対
策資
料
編

(3) 忠岡町防災行政無線局管理運用規程

総
則

平成 12 年 2 月 1 日規程第 1 号

改正

平成 12 年 12 月 29 日規程第 4 号

平成 19 年 3 月 27 日規程第 2 号

平成 28 年 1 月 13 日規程第 1 号

災害
予
防
対
策

(趣旨)

第 1 条 この規程は、忠岡町防災行政無線局(以下「防災行政無線局」という)の管理及び運用に関し、電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という)及び関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。
- (3) 親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一の内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 子局 親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

(防災行政無線局の配置)

第 3 条 無線局の配置は、別表のとおりとする。

(総括管理者)

第 4 条 無線局に、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理及び運営を総括し、総括責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長とする。

(総括責任者)

第 5 条 無線局に、総括責任者を置く。

- 2 総括責任者は、総括管理者の命を受け、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括責任者は、防災事務を所管する部長をもって充てる。

(管理責任者)

第 6 条 無線局に、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を所掌するとともに、日常の運用管理を行うものとする。
- 3 管理責任者は、防災事務を所管する課長をもって充てる。

(通信担当者)

第 7 条 無線局に、通信担当者を置く。

- 2 通信担当者は、法第 40 条第 1 項の資格を有するもののうち、同法第 51 条に基づき

災害
応
急
対
策

付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付編 2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

町長が無線従事者として選任を届け出た者をもってこれに充てる。

- 3 通信担当者は、管理責任者の指示を受け、無線局の管理及び運用の業務を分掌する。

(備付書類)

第8条 管理責任者は、法令及び関係法令等に基づく業務関係書類を管理及び保管する。

- 2 無線業務日誌は、定期的に管理責任者の閲覧を受けるものとする。

(無線従事者の届出)

第9条 総括管理者は、無線従事者に異動が生じたときは、法第51条の規定により、速やかにその旨を近畿総合通信局長に届け出なければならない。

(無線設備の保守点検)

第10条 総括管理者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を行う。

(通信訓練)

第11条 総括責任者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を実施するものとする。

(通信事項等)

第12条 無線局により通信する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風等の非常事態に関する予報及び警報
- (2) 行政事務に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

- 2 通信に使用する用語は、できる限り簡潔にしなければならない。

(通信の申込み)

第13条 通信する場合の手続は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要のあるものについて、防災行政無線により通信する場合は、防災行政無線通信依頼書(別記様式)を管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 緊急を要する場合は、口頭により届出を行うことができる。
- (3) 管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。

(通信統制)

第14条 総括責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、情報の円滑かつ効率的な伝達を図るため、通信順序の指定を行う等、通信統制を行うものとする。

- 2 事故その他の理由により、総括責任者が前項の通信統制を行うことができないときは、管理責任者が通信統制を行うものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

総
則

災
害
予
防
対
策

災
害
応
急
対
策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

総則

この規程は、公布の日から施行する。
附 則(平成 12 年 12 月 29 日規程第 4 号)
この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。
附 則(平成 19 年 3 月 27 日規程第 2 号)
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 28 年 1 月 13 日規程第 1 号)
この規程は、公布の日から施行する。

災害
予防
対策

災害
応急
対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧
復興対策

資料編

(4) 忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例

○忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 57 年 12 月 25 日条例第 38 号

改正

昭和 62 年 3 月 11 日条例第 7 号

平成 3 年 12 月 21 日条例第 28 号

平成 25 年 12 月 13 日条例第 26 号

令和元年 6 月 20 日条例第 3 号

令和元年 9 月 10 日条例第 13 号

総
則災
害
予
防
対
策災
害
応
急
対
策付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画事
故
等
災
害
応
急
対
策災
害
復
旧
・
復
興
対
策資
料
編

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害(以下第 11 条までにおいて「災害」という)により死亡したときは、その遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつ

て兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人あたりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規定で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人あたりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し

又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯あたりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く) 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

総
則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付編 2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 7 月 10 日以後生じた災害に関して適用する。

(災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の廃止)

2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和 49 年忠岡町条例第 34 号)は、この条例施行の日から廃止する。

附 則(昭和 62 年 3 月 11 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 3 年 12 月 21 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という)第 5 条の規定は、平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 25 年 12 月 13 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年 6 月 20 日条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 14 条並びに第 15 条第 1 項及び第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 9 月 10 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例第 15 条第 3 項の規定によりされている償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予は、改正後の忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例第 15 条第 3 項の規定によりされた償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金とみなす。

総
則

災
害
予
防
対
策

災
害
応
急
対
策

付
編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付
編
2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

(5) 忠岡町災害見舞金等支給条例

○忠岡町災害見舞金等支給条例

昭和 45 年 3 月 14 日条例第 8 号

改正

昭和 47 年 9 月 30 日条例第 30 号

昭和 48 年 5 月 31 日条例第 22 号

昭和 49 年 7 月 12 日条例第 34 号

昭和 53 年 9 月 28 日条例第 26 号

昭和 58 年 3 月 11 日条例第 9 号

平成 15 年 3 月 13 日条例第 4 号

平成 24 年 6 月 29 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害を受けた被災者を見舞い弔慰金又は見舞金を支給し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「災害」とは、次に定めるものをいう。

(1) 火災及び風水害による被害

(2) 大規模爆発による被害

(給付)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる給付を行う。

(1) 前条の災害による死亡者に対しては災害弔慰金の給付

(2) 前条の災害により治療期間 30 日以上の傷害を受けた者又は被災した世帯に対しては、災害見舞金の給付

2 前項第 1 号に規定する死亡者とは、災害を受けその直後の結果として災害を受けたときから 180 日以内に死亡した者をいう。

3 前条に規定する災害が本人の故意又は重大な過失による場合は、第 1 項の給付を行わない。

4 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和 49 年忠岡町条例第 34 号)の規定により災害弔慰金の支給を受けた者には本条例による災害弔慰金の給付を行わない。

(受給要件)

第 4 条 前条第 1 項の給付を受けることができる者は、本町に居住し、かつ住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により記録されている者とする。

2 前条第 1 項第 2 号の規定による被災した世帯にあっては、前項の要件を有する者の現に居住している家屋が全焼、半焼、部分焼、類損、全壊、半壊、床上浸水又は大規模爆発による家屋等の小破した場合とする。ただし、大規模爆発による受給要件の認定については、町長が定める。

(給付期間)

第 5 条 災害見舞金等の給付期間は災害を受けたときから 1 年以内とする。

(給付の額)

第 6 条 第 3 条第 1 項に規定する給付の額は、別表のとおりとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 9 月 30 日条例第 30 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 9 月 16 日から適用する。

附 則(昭和 48 年 5 月 31 日条例第 22 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 5 月 6 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 7 月 12 日条例第 34 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 9 月 28 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 7 月 17 日から適用する。

附 則(昭和 58 年 3 月 11 日条例第 9 号)

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 13 日条例第 4 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 29 日条例第 10 号)

この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

別表

区分	基準	金額
災害弔慰金	死亡のとき	200,000 円
災害見舞金	治療期間が 30 日以上るとき	30,000 円
	家屋が全焼又は全壊のとき	200,000 円
	家屋が半焼又は半壊とき	10,000 円
	家屋の床上浸水・大規模爆発による家屋の小破又は火災による部分焼若しくは類焼	50,000 円

ただし、町長は、被災の程度により特に必要があると認める場合は、前記の金額を増額して給付することができる。

総
則

災
害
予
防
対
策

災
害
応
急
対
策

付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付編 2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

(6) 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

総
則

(趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)(以下「基本要領」という)、「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」(平成9年6月2日、平成15年5月28日、平成24年4月2日、平成27年4月1日)(以下「精米基本協定」という)及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」(平成8年8月8日)(以下「漬物保管協定」という)に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という)が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物(以下「災害救助用食料」という)の緊急引渡について、必要な事項を定める。

災害
予防
対策

災害
応急
対策

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

付編
東海
地震
に伴
う対
応

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀(精米又は玄米)及び漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

区 分	品 目	
	米 穀	漬 物
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g	1人1食当たり 20g
災害救助従事者 供 給 用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	1人1食当たり 20g

付編 2
南海
トラフ
地震
防災
対策
推進
計画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

(引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 米穀(精米又は玄米)

① 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書(様式第1号)を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

資
料
編

②知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せて④の手続きを行うものとする。

③米穀販売事業者が十分に供給できる場合

ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第 2 号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第 3 号）を 1 部提出する。

エ 市町村長は、災害救助用食料（精米）受領報告書（様式第 4 号）に災害救助用食料（精米）受領書（様式第 3 号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に 1 部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

④米穀販売事業者が十分に供給できない場合

ア 知事は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という）に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書（様式第 5 号）を提出する。

イ 政策統括官は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務について委託を受けた者（以下、「受託事業体」という）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

ウ 知事は、政策統括官と政府所有主要米穀売買契約書（基本要領様式 4－2 3）により契約を締結する。

エ 政策統括官は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業体に対し知事又は知事が指定した者（以下「指定引取人」という）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と引換えに災害救助用食料（米穀）受領書（様式第 6 号）を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。

カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料（米穀）受領書（様式第 6 号）を 1 部提出する。

キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料（米穀）受領報

告書(様式第7号)に災害救助用食料(米穀)受領書(様式第6号)及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

(2) 漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書(様式第1号)を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者(以下「漬物保管者」という)に災害救助用食料(漬物)引渡指示書(様式第8号)により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の受領後、速やかに漬物保管者へ災害救助用食料(漬物)受領書(様式第9号)を1部提出する。

オ 市町村長は、災害救助用食料(漬物)受領報告書(様式第10号)に災害救助用食料(漬物)受領書(様式第9号)及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

(1) 米穀(玄米)

ア 市町村長は、政策統括官に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の(1)の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続きを行う。

(2) 漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の(2)のイ以降により、災害救助用食料の引渡しの手続きを行う。

(買受手続等)

第6 知事は、市町村長が第5の1の(1)の③及び2の(1)により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに

行うものとする。

(代金納付)

第7 知事は、第5の1の(1)の③及び2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の(1)の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-23第3条の規定に基づき政策統括官に、第5の1の(2)及び2の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成2年4月1日から施行する。
- 2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領(昭和59年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

総
則

災害
予防
対策

災害
応急
対策

付編
東海
地震
に伴
う対
応

付編2
南海
トラ
フ地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

(7) 忠岡町災害派遣手当に関する条例

昭和 39 年 3 月 25 日条例第 24 号

忠岡町災害派遣手当に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 2 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項並びに災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 19 条の規定に基づき災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する職員(以下「派遣職員」という)の災害派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第 2 条 災害派遣手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて、本町に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が本町に到着した日から起算し、同地を出発した日までの期間とする。

(支給方法)

第 3 条 災害派遣手当の支給方法は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 10 月 2 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日条例第 15 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表

施設利用区分	公用の施設または これに準ずる施設 (1 日につき)	その他の施設 (1 日につき)
本町に滞在した期間		
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

備考

- 1 本表中、「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、各種共済施設、職員研修宿泊施設、下宿等であり、「その他の施設」とは、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条のホテル営業及び旅館営業の施設であること。
- 2 滞在期間中に利用施設を変更したときは、変更した日にかかる手当額は、変更後の施設区分による。

資料 10 災害時相互応援協定

協定名	協定先	締結 年月日	内容
大阪市忠岡町航空消防応援協定	大阪市	昭和 45 年 6 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日再締結	回転翼航空機による消防業務
消防行政管轄区域の境界線上に位置する消防対象物の行政事務処理に関する協定	和泉市 泉大津市 岸和田市	昭和 58 年 9 月 16 日 昭和 59 年 4 月 14 日 昭和 59 年 5 月 1 日	消防事務処理
大阪府南ブロック消防相互応援協定	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉州南消防組合、和泉市、高石市	昭和 59 年 8 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日再締結	火災、水災、その他の災害に対する防ぎよ、救急業務の応援
大阪府下広域消防相互応援協定	大阪府下の消防本部を設置する市町村一部事務組合	昭和 63 年 9 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日再締結	大規模な災害等が発生した場合における災害防ぎよ又は救助等の応援
災害時における避難所の利用について	和泉市	平成 7 年 11 月 17 日	高月北地域住民の避難場所の確保
災害時における忠岡町と泉大津郵便局との相互協力に関する覚書	泉大津郵便局	平成 12 年 3 月 21 日 平成 28 年 6 月 1 日再締結	地震その他の災害時の相互協力
関西国際空港消防相互応援協定	大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、泉州南消防組合、関西エアポート株式会社	平成 15 年 7 月 1 日 平成 28 年 6 月 1 日再締結	航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防ぎよまたは救助等の応援
市立岸和田市民病院と公立忠岡病院の統合再編に関する確認及び協定書	岸和田市	平成 19 年 3 月 28 日	統合再編に伴う医療機能の継承
救急医療相談業務に係る応援協定	大阪市	平成 22 年 12 月 1 日	救急医療相談業務

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画事故等災害
応急対策災害復旧・
復興対策

資料編

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
宣言に伴う対応
東海地震の警戒

付編 2
防災対策推進計画
南海トラフ地震

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪府(水道部、健康医療部)、府内 43 市町(大阪市除く)、泉北水道企業団	平成 23 年 4 月 1 日	応援要請に基づく給水・人的・物的支援及び大阪広域水道企業団水道震災対策中央本部の設置
保安 3 法事務連携機構おおさかの設立に関する協定書	大阪府内の各市町村	平成 24 年 4 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日再締結	保安 3 法事務の処理
災害時における物品の供給協力に関する協定書	大阪いずみ市民生活協同組合	平成 24 年 5 月 17 日	災害時における物品の調達と安定供給、輸送、生活情報の収集・提供等の救援活動
	株式会社ライフコーポレーション	平成 27 年 1 月 27 日	
忠岡町及び羽村市等災害時相互応援協定書	東京都羽村市、愛知県清須市、京都府乙訓郡大山崎町、神奈川県足柄上郡真鶴町、大阪府泉南郡田尻町、兵庫県加古郡播磨町	平成 25 年 1 月 23 日	応援要請に基づく人的・物的支援等
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社大阪南支店	平成 25 年 1 月 30 日	災害発生時における被災者等の通信の確保
一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定書	堺市、高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合	平成 25 年 3 月 22 日	災害時等における応援要請に基づくごみの処理
し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書	高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合	平成 25 年 3 月 22 日	災害時等における応援要請に基づくし尿等の処理

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	貝塚市他 瀬戸内海沿岸 76 市町村	平成 25 年 3 月 27 日 令和 2 年 3 月 13 日改訂版追加	応援要請に基づく人的・物的支援等
----------------------------	-----------------------	--	------------------

船舶火災の消火に関する業務協定	大阪海上保安監部、岸和田市、貝塚市、泉州南消防組合	平成 25 年 4 月 1 日	船舶火災の消火
忠岡町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	社会福祉法人忠岡町社会福祉協議会	平成 25 年 4 月 3 日	忠岡町災害ボランティアセンターの設置、運営等
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	J パックス株式会社	平成 25 年 6 月 24 日	地震その他の災害時に必要なダンボール製品の調達
	セッツカートン株式会社	平成 25 年 6 月 24 日	
泉州地域災害時相互応援協定	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町、田尻町	平成 25 年 9 月 10 日	応援要請に基づく人的・物的支援等
フィリピン共和国支援にかかる救援物資輸送に関する協定書	大阪府	平成 26 年 1 月 29 日	台風により被害を受けたフィリピン共和国に物資を提供する
大阪府広域災害・救急医療情報システム (ORION) への情報提供に関する協定書	大阪府健康医療部	平成 26 年 3 月 31 日	救急搬送受入れ及び検証や救急搬送・医療体制の改善業務
大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定書	大阪府	平成 26 年 4 月 1 日	大阪府と共同して無線設備を整備、管理する
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成 26 年 7 月 31 日	災害対策本部において使用する地図(紙・電子)の提供
災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	平成 26 年 8 月 6 日	地震その他の災害時の協力要請
災害時における物資の自動車輸送に関する協定書	赤帽大阪府軽自動車運送協同組合	平成 26 年 8 月 7 日	地震その他の災害時の緊急輸送体制の要請
災害時における応急対策業務に関する協	大阪府電気工事工業組合岸和田支部	平成 26 年 8 月 12 日	地震その他の災害時の協力要請

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

総則	定書			
	減災を目的とした防災ARに関する協定書	一般社団法人全国防災共助協会	平成26年8月12日 平成28年12月12日 再締結	ARにより平常時から の防災意識の向上を 図る取り組み
災害予防対策	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書	大阪LPガス協会岸和田支部	平成27年12月7日	災害時におけるLPガスの供給協力
	災害時における災害情報等の放送に関する協定書	株式会社テレビ岸和田	平成28年4月25日	災害時における災害情報等の放送要請
災害応急対策	海洋保全施設に関する管理及び操作協定書	大阪府知事	平成28年7月1日	水門等操作施設の管理・操作等
	災害時における協力に関する協定	株式会社岸和田グラウンドホール	平成29年4月5日	被災者の緊急一時避難場所の提供及び支援
付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応	災害時における食料等物資の供給協力に関する協定	いずみの農業協同組合	平成29年12月18日	災害時における被災者の救援物資確保の協力
	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成30年7月1日	災害時により被災した下水道管路施設機能の早期復旧
付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画	災害時における情報提供に関する協定書	大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部	平成30年12月28日	災害時における都市ガス供給の復旧についての円滑な情報提供
	災害用備蓄水の保管及び管理に関する覚書	大阪広域水道企業団 忠岡水道センター	平成31年4月1日	提供を受けた備蓄水の保管及び管理に関する取り決め
事故等災害 応急対策	災害時における救援物資の保管等に関する協定書	三進金属工業株式会社	平成31年4月1日	提供を受けた救援物資の保管場所の提供
	災害時における応援に関する覚書	忠岡町建設業協会	令和元年6月1日	地震その他の災害時の応援等
災害復旧・復興対策	安全・安心なまちづくりに関する包括的な連携に関する協定	泉大津市 泉大津警察署	令和元年9月3日	災害対策を含む泉大津市、忠岡町における安全で安心なまちづくりの推進

災害時における医療 救護活動に関する協 定	高石忠岡地区歯科医 師会	令和元年12月25日	災害時における歯科 医療救援活動の協力 要請
災害時における医療 救護活動に関する協 定	泉大津薬剤師会	令和元年12月25日	災害時における医療 救援活動の協力要請
防災情報充実強化事 業に関する協定書	大阪府	令和2年4月1日	防災情報の円滑な伝 達のためのシステム の構築
災害時における放送 要請等に関する協定 書	株式会社エフエム泉 大津	令和2年4月21日	住民に対する災害放 送の協力要請
一時避難施設として の使用に関する協定 書	社会福祉法人光生会	令和3年3月8日	災害時における一時 避難施設としての使 用
災害時における緊急 交通路の確保および 停電復旧に支障とな る障害物等の移動等 に関する覚書	関西電力送配電株式 会社大阪支社大阪南 電力本部	令和3年3月18日	停電復旧に支障とな る障害物の移動や道 路啓開及び電力設備 の復旧に関する協力 要請
災害時における物資 供給に関する協定	株式会社ナフコ	令和3年4月27日	災害時における物資 供給に関する要請
災害に係る情報発信 等に関する協定	ヤフー株式会社	令和3年5月24日	災害による行政機能 低下時等における防 災情報の発信協力
災害時における被災 者相談業務の実施に 関する協定	大阪司法書士会	令和5年3月9日	災害時における被災 者相談業務の協力要 請
災害時等における車 両の移動等に関する 協定	エートス協同組合	令和6年5月30日	災害時等における車 両の移動等に関する 協力要請
災害時における後方 支援活動拠点の使用 に関する協定書	大阪ガスネットワー ク株式会社	令和6年7月25日	災害時における後方 支援活動拠点の使用

総
則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付編2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

資料編

協定名	協定先	締結年月日	内容
災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定書 ※1 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する覚書	有限会社ほがらか	平成 25 年 3 月 14 日	施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、忠岡町内に大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際の、福祉避難所の開設・運営に関する協力要請
	医療法人 愛朗会おくだ医院	平成 25 年 3 月 14 日	
	有限会社あんずデイサービスセンター	平成 25 年 4 月 5 日	
	療養通所介護アネトス	平成 25 年 4 月 5 日	
	NPO デイサービスよりあい倶楽部忠岡	平成 25 年 4 月 8 日	
	デイサービスセンター健楽舎母屋	平成 25 年 4 月 10 日	
	グループホーム アムール忠岡	平成 25 年 4 月 23 日	
	グループホームアムール忠岡アネックス	平成 25 年 4 月 23 日	
	ピープルハウス忠岡	平成 25 年 5 月 1 日	
	ピープルライティングスクール泉北	平成 25 年 5 月 1 日	
	ピープルケアハウスいずみ	平成 25 年 5 月 1 日	
	デイサービス花れん	平成 25 年 5 月 30 日	
	医療法人医敬会安藤外科・整形外科医院	平成 26 年 3 月 31 日	
	リハビリデイサービスいずみ	平成 26 年 3 月 31 日	
	住宅型有料老人ホーム丸福 tadaoka	平成 28 年 12 月 26 日	
	※1 大阪府立和泉支援学校	令和 4 年 11 月 1 日	

協定名	協定先	締結 年月日
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	エルフローラ	平成 24 年 6 月 26 日
	カサ・ド・エムズ	平成 24 年 9 月 1 日
	三進金属工業株式会社	平成 31 年 4 月 1 日
	WEST ヒルズ忠岡	令和 2 年 10 月 20 日

総
則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料
編

資料 11 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 住家が滅失した世帯数が当該市町村(大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区)の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- (2) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500世帯以上であって、当該市町村(大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区)の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

(3)府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000 世帯以上であって、当該市町村(大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区)の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

(4)災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段】

(5)多数の者が生命または身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号後段】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ①半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって住家滅失 1 世帯とする。
- ②床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3 世帯をもって住家滅失 1 世帯とする。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
宣言
東海地震の警戒
に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

資料 12 被害認定統一基準(災害弔慰金関係)

被害認定統一基準

Table with 2 columns: 被害種類 (Type of Damage) and 被害認定統一基準 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知) (Unified Standard for Damage Recognition (H13. 6. 28 Cabinet Office Policy Coordination Officer Notification)). Rows include: 死者 (Deceased), 行方不明者 (Missing), 重傷者/軽傷者 (Severely/Minorly Injured), 住家全壊 (全焼・全流出) (Total House Destruction (Full Burn/Full Outflow)), 住家半壊 (半焼) (Partial House Destruction (Half Burn)), 住家 (House), and 非住家 (Non-house).

(注)
(1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

様式

被害情報報告用様式

被害情報報告用様式

NO. _____

被害情報連絡票		受報者	
受報時間	年 月 日 () 時 分		
被害発生場所			
通報者住所	泉北郡忠岡町 丁目 番 号 ☎()		
氏 名			
現場の状況			
被害の状況			
処 理 担 当 課		被害情報連絡受理者	
処理担当課への連絡時間	日 時 分	処理担当課への連絡者	

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

NO. _____

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

被害処理報告票		被害情報連絡受理者			
処理時間	年 月 日 () 時 分				
被害処理場所	泉北郡忠岡町 丁目 番 号				
処理内容					
特記事項					
処理担当課		処理報告時間		日 時 分	

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		うち 災害関連死者	人		半壊		棟	床下浸水	棟			
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟		
		119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況											
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

都道府県名 () ()

(避難勧告等の発令状況)

[illegible]

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第 1 号様式 災害確定報告

都 道 府 県				区 分		被 害		
災 害 名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		そ	田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報 告 者 名				学 校	箇所			
区 分		被 害		病 院	箇所			
人 的 被 害	死 者	人		道 路	箇所			
		うち 災害関連死者	人	橋 り ょ う	箇所			
		行方不明者	人	河 川	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人	港 湾	箇所			
		軽 傷	人	砂 防	箇所			
	住 家 被 害	全 壊	棟		の 清 掃 施 設	箇所		
世帯				崖 く ず れ	箇所			
人				鉄 道 不 通	箇所			
半 壊		棟		被 害 船 舶	隻			
		世帯		水 道	戸			
		人		電 話	回線			
一 部 破 損		棟		電 気	戸			
		世帯		ガ ス	戸			
		人		他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
床 上 浸 水		棟						
		世帯						
		人						
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯				
	世帯		り 災 者 数	人				
	人		火 災 発 生	建 物	件			
非 住 家	公 共 建 物	棟		危 険 物	件			
	そ の 他	棟		そ の 他	件			

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編 東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2 南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

区 分		被 害		都 道 府 県 本 災 害 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円				設 置	月	日	時
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月	日	時
公 共 土 木 施 設		千 円			災 害 置 対 策 町 本 村 部 名			
そ の 他 の 公 共 施 設		千 円						
小 計		千 円						
公共施設被害市町村数		団 体						
そ の 他	農 産 被 害	千 円			災 適 用 市 町 村 救 助 法 名	計 団 体		
	林 産 被 害	千 円						
	畜 産 被 害	千 円						
	水 産 被 害	千 円						
	商 工 被 害	千 円						
	そ の 他	千 円			消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額		千 円			消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難の勧告・指示の状況）							

総 則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

緊急通行車両関係様式

別記様式第 1 号

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証		号 () 第	
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。		年 月 日	
大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		大阪府公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号	注意事項 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するとき (1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。		
車種の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
住 所	() 局 番	氏 名	
出 発 地			

注：1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を 2 通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し 1 通を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。
2 指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、この届出書を 2 通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し 1 通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合は、指定行政機関等の申請書の写し 1 通）を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。

別記様式第5号

災害 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書		害 応急対策用 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証		号
大阪府公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。		年 月 日
届出者住所 (電話) 氏名		大阪府公安委員会 印		
番号標に表示されている番号	注意事項			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。			
住 所	2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。			
	3 届出内容に破損した場合には、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。			
使 用 者	4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するとき			
	(1) 規制除外車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。			
出 発 地				

注： この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し1通（写真の場合は、原本1通）を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

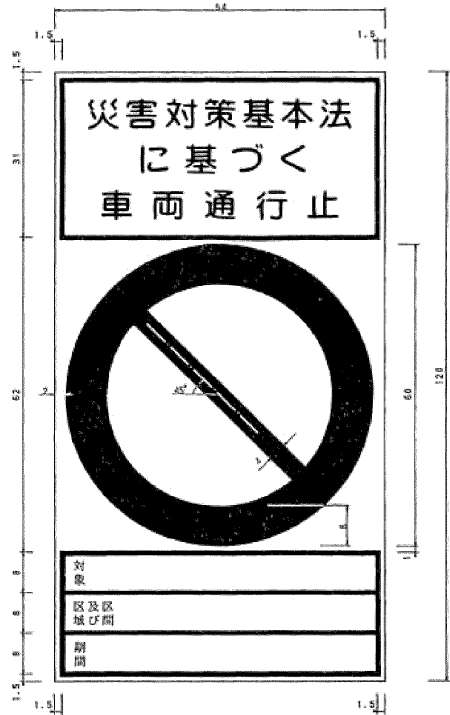
資料編

別記様式第4(第6条関係)

第 号			年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			知 事 印	
			公安委員会 印	
番号標に表示されている番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				
使 用 者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第2(第5条関係)



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

別記様式第3(第6条関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

自衛隊の派遣・撤収要請の知事への依頼書様式

○ 知事への依頼書様式

文書番号
年 月 日

大阪府知事 様

市町村長等

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を
要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

文書番号
年 月 日

大阪府知事 様

市町村長等

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり
撤収要求を依頼します。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 撤収要請の内容
- 4 その他参考となるべき事項

防災行政無線通信依頼書様式

別記様式（第13条関係）

決 裁	管 理 責 任 者		通 信 責 任 者	
--------	-----------------------	--	-----------------------	--

年 月 日

管理責任者 様

所属課
課 長

印

防災行政無線通信依頼書

放送(予定)日時	年 月 日 (曜日)
	(時 分) (時 分) (時 分)
放送(予定)地域	全 域
	1・2・3・4・5・6・7・8
放 送 文	
放送内容の 聞き直し ※必ず何れかに☑ してください。	☐ 放送内容の聞き直し入力依頼書により提出した文面 (入力番号) ☐ 新規内容※放送内容の聞き直し入力依頼書を提出してください。

※ ①同様の内容で、数回通信する場合は、変更して通信する内容を解るように記入してください。

②放送地域欄の数字は、次のとおり子局の位置を表しています。

1. 高月向井田公園 2. 北出2丁目宮ノ前線 3. 忠岡町役場
4. 鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場 5. 忠岡消防署 6. 忠岡中2丁目局
7. 町民いこいの広場 8. 新浜テニスコート

総
則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付編
宣言に
伴う
対応
東海地震の警戒

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害復旧・
復興対策

資料編

罹災証明書様式

総
則

(整理番号)

罹 災 証 明 書

災害
予防対策

災害
応急対策

付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応

付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画

事故等災害
応急対策

災害
復興対策

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

忠岡町長

罹災届出証明願様式

罹災届出証明願

年 月 日

忠岡町長 様

申請者住所 泉北郡忠岡町
申請者氏名
電話番号

印

下記のとおり罹災したことを届出ますので証明願います。

罹災年月日	年 月 日
罹災場所	☐ 申請者と同じ 泉北郡忠岡町
罹災原因	年 月 日の による
提出先	☐ 市役所・町役場 ☐ 税務署 ☐ 保険会社 ☐ 勤務先 ☐ その他 ()
罹災内容	

罹災届出証明書

上記のとおり届出があったことを証明します

年 月 日

忠岡町長

※この証明書は、罹災の状況を町に届出たことを証明するものです。

総
則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付編
東
海
地
震
の
警
戒
宣
言
に
伴
う
対
応

付編 2
南
海
ト
ラ
フ
地
震
防
災
対
策
推
進
計
画

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

資
料
編

目次

資料1	地震被害想定概要	1
資料2	防災組織・体制関係	7
(1)	忠岡町災害対策本部の組織及び事務分掌	7
(2)	災害時の組織と配備	11
(3)	忠岡町自主防災組織一覧表	15
(4)	防災関係機関等連絡先一覧表	16
資料3	情報収集伝達・災害広報	19
(1)	大阪府防災情報システムによる報告	19
(2)	災害報告取扱要領(記入要領)	20
(3)	忠岡町防災行政無線整備状況	24
(4)	忠岡町防災行政無線基地局一覧表	25
(5)	防災行政無線個別受信機設置場所一覧表	26
資料4	備蓄関係	27
(1)	忠岡町災害用備蓄物資等の考え方	27
(2)	忠岡町災害用備蓄物資等の状況	29
(3)	大阪府選定の防災拠点	30
(4)	広域緊急交通路図	31
資料5	医療・衛生等関係	32
(1)	町内医療機関一覧表	32
(2)	町内衛生等関係機関一覧表	33
(3)	町内火葬場一覧表	34
資料6	消防・水防関係	35
(1)	消防力の整備指針と現有消防力の比較	35
(2)	現有消防水利	36
(3)	公設消火栓口径及び比率	36
(4)	公設防火水槽・耐震性貯水槽設置場所一覧表	37
(5)	忠岡町消防団の組織	38
資料7	下水道関係	39
資料8	避難関係	40
(1)	避難場所一覧	40
(2)	要配慮者利用施設一覧	47
(3)	避難路一覧	48
(4)	避難経路図	49
資料9	条例関係	51
(1)	防災会議条例	51
(2)	忠岡町災害対策本部条例	53
(3)	忠岡町防災行政無線局管理運用規程	54

(4) 忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例	57
(5) 忠岡町災害見舞金等支給条例	62
(6) 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領	64
(7) 忠岡町災害派遣手当に関する条例	68
10 災害時相互応援協定	69
資料 11 災害救助法の適用基準	76
資料 12 被害認定統一基準(災害弔慰金関係)	78
様式	79
被害情報報告用様式	79
緊急通行車両関係様式	86
自衛隊の派遣・撤収要請の知事への依頼書様式	90
防災行政無線通信依頼書様式	91
罹災証明書様式	92
罹災届出証明願様式	93

総則

災害
予防
対策災害
応急
対策付編
東海地震の警戒
宣言に伴う対応付編 2
南海トラフ地震
防災対策推進計画事故等災害
応急対策災害復旧・
復興対策

資料編